

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和元年12月13日(金)午前8時56分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	平原志保君	副委員長	鈴木てるみ君
委員	山田龍治君	委員	仮屋国治君
委員	新橋実君	委員	植山利博君
委員	下深迫孝二君	委員	宮内博君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 松枝正浩君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	茶圓一智君	医療センター整備対策監 兼保健福祉政策課長	西田正志君
子育て支援課長	砂田良一君	隼人市民福祉課長	高田正子君
横川総合支所市民生活課長	別當正浩君	溝辺総合支所市民生活課長	蔵元裕治君
霧島総合支所市民生活課長	仮屋園修君	こどもセンター副所長	黒田輝昭君
保健福祉政策グループ長	野村讓次君	保健福祉政策課主任主事	姫野貴之君
霧島総合支所市民生活課主査	下津曲勇治君		
財政課長	小倉正実君	財政課主幹	村岡新一君
教育部長	中馬吉和君	教育総務課長	西敬一朗君
社会教育課長	新門勝利君	国分中央高校事務長	赤塚孝平君
社会教育課長補佐	慶田弦君	社会教育課長補佐	吉留道幸君
教育総務課主幹	林元義文君	教育総務課主幹	立野博君
教育総務課アドバイザー	内村光孝君	社会教育課主幹	三好健一君
国分中央高校主幹	徳留要一君	国分中央高校アドバイザー	木藤正彦君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第90号 霧島市立学校施設使用条例の一部改正について

議案第91号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

議案第92号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第93号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第99号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議案第101号 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第102号 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第104号 霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第106号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第107号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第129号 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第137号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第141号 霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第144号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について
- 議案第145号 霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について
- 議案第152号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）
- 議案第153号 指定管理者の指定について（サン・あもり，天降川地区共同利用施設）

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時56分」

○委員長（平原志保君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る12月9日に本委員会に付託されました議案17件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました会次第に基づき進めてまいります。

△ 議案第102号 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第104号 霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第129号 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第141号 霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、保健福祉部所管の施設に関する条例の一部改正議案、4件について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

今回、保健福祉部関係の議案として提出しておりますのは、条例の一部改正の議案4件でございます。それでは、私のほうから、それぞれの議案概要を一括して説明させていただきます。議案第102号、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第104号、霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第129号、霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第141号、霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを合わせて御説明いた

します。今回の使用料改定については、負担の公平性の確保や受益者負担の適正化を図る観点から、霧島市経営健全化計画（第1次）等を踏まえ、平成21年12月に使用料設定に関する基本的考え方を取りまとめており、その考え方の下、原則として3年に一度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく4回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、消費税率の引上げ、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、額の改定を行い、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、保健福祉政策課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長（西田正志君）

議案第102号、議案第129号の主管課は保健福祉政策課、議案第104号は霧島総合支所市民生活課、議案第141号は子育て支援課ですが、関連がございますので、保健福祉政策課で一括して説明させていただきます。保健福祉部の関係分としましては、調理室、加工室ともに前回のコスト水準から大きな変更がないため、現行料金据置きで消費税率引上げ分の料金を設定し、会議室と和室につきましては、面積ごとに統一した料金及びコスト水準との比較から、料金を設定しております。また、入浴施設の料金につきましては、県内他市の状況を踏まえ現行料金据置きで消費税率引上げ分の料金を設定しました。具体的な内容としましては、まず、議案第102号、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、霧島市国分総合福祉センターの食堂兼会議室の1時間当たりの使用料を220円から260円に、大会議室の1時間当たりの使用料を550円から660円に、教養娯楽室（和室）の1時間当たりの使用料を330円から390円に、小会議室及び研修会議室の1時間当たりの使用料を220円から260円に、食品加工室の1時間当たりの使用料を310円から320円に、大広間（和室）の1時間当たりの使用料を390円から460円に、娯楽室（和室）の1時間当たりの使用料を120円から140円に、趣味センター大広間（和室）の1時間当たりの使用料を440円から520円に、調理室の1時間当たりの使用料を240円から250円に、調理台の1台あたりの使用料を60円から70円に、浴室の1回当たり使用料を210円から220円に、霧島市隼人総合福祉センターの大会議室の1時間当たりの使用料を200円から210円に、小会議室の1時間当たりの使用料を150円から160円に、改めるものです。次に議案第129号、霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、溝辺ふれあい温泉センターと横川健康温泉センターの一般浴室の大人1回当たりの使用料を310円から320円に、回数券12枚つづりを3,100円から3,200円に、回数券25枚つづりを6,200円から6,400円に、家族浴室の1室1時間当たりの使用料を580円から590円に、身体障がい者等が介助者と家族湯を使用した場合の1時間当たりの使用料を310円から320円に、溝辺ふれあい温泉センターの集会室の1時間当たりの使用料を250円から260円に、横川健康温泉センターのボランティア室及びふれあい室の1時間当たりの使用料を150円から160円に、大会議室の1時間当たりの使用料を200円から210円に、教養娯楽室の1時間当たりの使用料を250円から260円に、霧島温泉健康増進交流センターの一般浴室の大人1回当たりの使用料を370円から380円に、回数券12枚つづりを3,700円から3,800円に、回数券25枚つづりを7,400円から7,600円に、家族浴室の1室1時間当たりの使用料を660円から680円に、身体障がい者等が介助者と家族湯を使

用した場合の1時間当たりの使用料を370円から380円に改めるものです。次に議案第104号、霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、当該施設の栄養指導室及び母子指導室の1時間当たりの使用料を150円から160円に、調理実習室の1時間当たりの使用料を240円から250円に、健康指導室の1時間当たりの使用料を250円から260円に改めるものです。最後に、議案第141号、霧島市こどもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、当該施設の会議室の1時間当たりの使用料を150円から160円に、遊戯室の1時間当たりの使用料を460円から550円に改めるものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は議案番号順に行います。まず、議案第102号霧島市総合福祉センターについての質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

利用状況からお示しいただきませんか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

国分総合福祉センターの利用状況は、平成30年度になりますが、全ての施設の合計が3万9,941人となっております。単人の利用につきましては、年間合計が3,808人となっております。

○委員（宮内 博君）

今回の引き上げは、消費税率引上げと同時に、3年に1回の見直し重なったとのことで、全体としては1,300万円ほどの負担増になるとの本会議での答弁でしたが、国分総合福祉センター、単人総合福祉センターの料金改定による負担増はどれくらいですか。

○医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長（西田正志君）

減免対象の方が多いものですから、年間で90万円ほどの増となる見込みでございます。[同ページに訂正発言あり]

○委員（宮内 博君）

それは、国分、単人を含めてですか。

○医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長（西田正志君）

そのとおりです。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

今回の改正での増額を平成30年度の実績に基づいて試算しますと、国分の分が7万円、単人の分が0円となります。単人の0円についてですが、会議室は大会議室と小会議室があり、大会議室のほうは市の委託する子育てサロンで利用しているため減免措置となっております。小会議室については、市民の方も利用できますが、現在、利用のない状況です。

○委員（宮内 博君）

先ほどの90万円の件についてはどのようになっていますか。

○医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長（西田正志君）

温泉施設と勘違いをしておりました。

○委員（宮内 博君）

別件とのことですね。ほとんどが減免の措置となっているとのこと、実際には7万円の負

担増とのことですが、今回の引上げの中で、決して小さくはない引上げが含まれています。国分総合福祉センターの大会議室の利用料金が20%、食堂兼会議室が18%の引上げとなっています。減免対象が多い中で引上げを行う理由を、前年度実績を示しながら、どういうことで使用料金が徴収されていたかということについてお示しください。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

国分総合福祉センターの会議室と和室につきましては、前回の見直し時点おきまして料金据え置きとしておりました。今回の改正におきまして、面積区分等による統一料金とした場合、料金が下がることから、再度、コスト計算を行いまして、コスト水準によります料金設定を行っております。国分総合福祉センターの場合、類似施設の隼人の福祉センターと比べますと、3階建てであったり、エレベーターが設置されているなどコストが掛かっているとのことで、隼人より料金設定が高くなっています。

○委員（宮内 博君）

先ほど聞いたのは、食堂兼会議室と大会議室の利用状況はどのようになっているかということと、減免措置をしたものと、しなかったものの件数です。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

国分総合福祉センターの食堂兼会議室ですが、30年度の実績が3,399人の利用があり、113人を減免しております。大会議室については、8,852人のうち減免が117人となっております。[同ページに訂正発言あり]

○委員（宮内 博君）

ほとんどが減免という報告とは、ずいぶん違うのではないかと思います。ほとんどが実費を支払っていることになるのではないですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

先ほど申しあげました減免の人数ですが、件数でありまして、食堂兼会議室のほうは113人と申しあげましたが、113件であります。大会議室のほうは117人と申しあげましたが、117件であります。件数でありまして、実際の人数については把握していないところです。

○委員（宮内 博君）

113件と117件の減免ということですが、それぞれの全体は何件だったのですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

全体の件数については把握していません。

○委員（宮内 博君）

先ほどの答弁の、ほとんどが減免である、という根拠が示されないと、説明にはなりません。基本的のところですからきちんと答えてください。

○医療センター整備対策監兼保健福祉政策課長（西田正志君）

今年の11月ですが、食堂兼会議室が14件の利用があり、うち徴収したのは6件です。大会議室は、12件の利用があり、うち徴収したのは2件です。

○委員（宮内 博君）

11月の件は分かりましたが、平成30年度の件数についての資料はないのですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

全体の件数と人数については資料が整っていません。

○委員（宮内 博君）

整えた上で回答をお願いします。[11ページに答弁あり]

○委員（平原志保君）

「休憩 午前 9時18分」

「再開 午前 9時19分」

○委員（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（新橋 実君）

平成30年度の使用料の合計金額は分かりますか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

国分総合福祉センターが66万1,380円、隼人のほうは0円です。

○委員（山田龍治君）

部長説明の中で、「市民福祉のバランス等を総合的に勘案して」とあり、このバランスという表現は、根拠、妥当性がないといけないと思いますが、何をもって市民の皆さんに示せるのか、その根拠を示していただきたい。

○保健福祉部長（茶園一智君）

財政課で統一した考え方の資料を作成しておりまして、会議室、和室が181㎡で部屋数が8とした場合に現行料金が350円、コスト料金水準によりますと643円ですけれども、そこを調整して350円、県内他市の状況として、鹿児島市が392円など、そのような数字がありまして、面積ごとで一応統一したものを財政課が作っており、それを基準にしているということですが、国分総合福祉センターは、先ほども言いましたように、3階建て、エレベーター設置等によりコストが高いため、今回少し高くなっており、前回は据え置きしているため、今回、再計算をして、少し高くなったというような状況です。そういう意味で、市内全域でバランスを取ったということです。

○委員（山田龍治君）

市民の皆さんに説明するときに、妥当性を示さないといけないと思いますので、内容とか説明は丁寧にしていただきたい。市としては一定の基準がありますというのをしっかりと示していただければと思います。答弁は要りません。

○委員（仮屋国治君）

消費税関係です。議会の中でも官公庁は関係ないとの話もありましたが、消費税の引上げが負担としてこの施設で影響を及ぼすものを、どのようなものがどのくらいあると試算をされていますか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

先ほど部長より申し上げましたが、例えば会議室・和室でありますと、60㎡ごとに四つの区分に分けて調整後の使用料というものを決めています。今回の改正では県内の他市の状況及び前回のコスト水準との比較をしまして、全て現行料金に据え置きという形になりまして、今回、消費税で上がる分が引上げとなっている形になっております。光熱費の計算については、

コスト計算に含まれております。

○委員（植山利博君）

コスト計算の中に含まれていると言え、全てがそうですが、コスト計算の中に含まれている中で、消費税が上がったことに反映したコストというのは具体的にどのような種類がありますか、ということをお聞きしたいわけですが。例えば電気代も水道代やその他のどのようなものが、消費税が上がったことによってコストに影響を及ぼす種類のものはどういうのが具体的にありますかということをお聞かされているのだと思います。あわせて、施設の料金の見直しをする場合に、施設の老朽化による使用料の引下げは検討されるのか教えてください。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

コスト計算を行う際の積算ですが、その施設に対する人件費と物件費があります。物件費については指定管理料になります。この中に光熱水費が入っております。その他、維持補修費は、その施設に係る補修や室内の修繕等の経費、補助費用として、建物の保険料、建物の減価償却費を計算しまして、全てのコストを足して、1㎡当たり、1時間当たりの単価を積算して、面積にかけて計算をしております。

○委員（植山利博君）

減価償却ということは、それが10年、20年と経つ間に、その施設を更新するときのコストも当然含まれているということになるかと思っております。今回の消費税は2%上がったけれども、この使用料の見直しで18%、20%と上がるのはなぜなのかというところの分かりやすい説明を求めています。先ほど、山田委員のほうからもありましたが、似たような温泉施設なのに、全然値段が違うというような指摘もあります。我々も市民の皆さんに説明をしないと行けないわけですので、一目瞭然として分かるような資料を提出いただきたいのですが、いかがですか。

○保健福祉部長（茶園一智君）

委員のおっしゃった他の施設については資料を持ち合せてはいたしません、分かるような資料の作成ができないかという意見については財政課のほうに伝えておきます。

○委員（植山利博君）

温泉施設は例えばの話であって、同じような会議室であっても、施設によって違うという感じを持たれる場合もありますので、所管されている施設だけでもいいので、料金の差額の説明のできる資料を作成できればと思います。使用料の見直しをするということは、料金が上がっていくわけですが、負担が増えることについては抵抗感があるわけですが、ただし、合理的な負担増を求めるわけですから、丁寧な説明と分かりやすい資料があれば理解も進むので、必要ではないかと思っております。

○委員（平原志保君）

先ほどの質問のところ、老朽化で下げていかなければいけないという考え方はしなくていいのかという話が出ていましたが、そこに関しては触れていなかったんですが大丈夫ですか。休憩します。

「休憩 午前 9時31分」

「再開 午前 9時34分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第104号に移ります。霧島市霧島保健福祉センターについて質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

霧島保健福祉センターの本来の位置付けをお示してください。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

霧島保健福祉センターにつきましては、これを設置する際に、これからの健康づくりは町民の皆様一人ひとりが自分の健康づくりのためということを目的に設置をされております。

○委員（宮内 博君）

健康づくりのためのセンターということになるわけですね。別表で示されているように、栄養指導、母子指導、調理実習、健康指導などの機会を得ることによって、健康づくりや、結果的には医療費削減、市民の健康増進にもつながるという施設ですが、消費税2%の増税に伴って、例えば栄養指導室や母子指導室も6.67%の値上げで、3倍となっています。ほかの施設との均衡も考慮したとのことですが、これはいかがなものですか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

コスト計算書によるものですが、把握していないところです。

○委員（宮内 博君）

どのように6.67%の値上げを算出したのか、どなたか説明をお願いします。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

6%という数字ではございますが、内容的には全部10円ずつ上がっているということで端数調整という意味でも出てくるかと思しますので、御理解いただきたいと思えます。

○委員（宮内 博君）

本会議の冒頭で、前川原議員からありましたが消費税法によって、地方公共団体が一般会計で収入をした消費税増税分については、これは納税の必要がないわけであって、このような施設も一律にそのように考えるという発想があってもいいのではないですか。10円という端数処理という話ですが、積もり積もって1,300万円の負担増になるわけです。どのような議論をされたのですか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

財政課の方で統一的にしたところでございます。

○委員（宮内 博君）

財政課は出席していないので、担当部局が答えざるを得ないと思いますが。いわゆる福祉の政策の一環として、どのような議論をされたのですか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

保健福祉部内で福祉の施設だけを据え置くという議論はしておらず、公の施設の維持管理を行う上で、委託などをしておりまして、消耗品や光熱水費、物品等の購入を行っているということから当然に消費税を支払っております。そのような観点から消費税の納付の義務とは別に公の施設の利用者から料金等を徴収する際に消費税分を添加しないすると支出と収入の差額、歳出は消費税分が増えますが、歳入に消費税分が増えないことによる差額を、他の収入で賄うこととなり、市の経費が増加するということになるということで、このような状況で使用料制

定の基本的考え方の一つである受益者負担の原則を踏まえまして、本市は使用料改定におけるコストの再計算に消費税率の引上げを含めて、このような設定にしたということでございます。これも財政課の統一した意見です。

○委員（下深迫孝二君）

部長の答弁で、市内における類似施設等の料金と比較、施設の採算性と市民福祉のバランスとを総合的に勘案した上でということをおっしゃっているが、そのような答弁が返ってこないのはおかしいのではないですか。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

そのような意味で説明をしたつもりです。福祉、教育、農政など、それぞれの方の負担のバランスを考慮して、財政課で統一して、消費税増税2%の分とコスト再計算をして料金の設定をしたということでございます。

○委員（下深迫孝二君）

財政課、財政課と説明はされるが、あなたたちは福祉の施設の担当者なんです。ですから財政課のせいにならないで、福祉ではこういう形でバランスを取るために財政課からきたものを勘案してこうして出しましたということにしないと、財政課のせいにしても財政課はここにきていないわけだからおかしいことになる。しっかりと答弁してください。

○保健福祉部長（茶圓一智君）

先ほども申し上げましたけども確かに私も福祉の関係の担当でございます。他の施設の分につきましては、農業であり、福祉であり、教育であり、それぞれのところのバランス、整合性を図るという意味で、財政課が統一的に考えを持って、それに従って我々も今度の料金改正をしたということでございます。

○委員（新橋 実君）

霧島保健福祉センターの全体の使用料、人数、金額、それと減免があったのかについて伺います。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

利用状況につきまして、平成30年度の利用者数は6,175名となっております。使用料につきましては、9万8,125円で、減免額につきましては、額では把握しておりません。

○委員（新橋 実君）

減免対象者というのはありますか。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

減免対象はあり、利用者数でいいますと減免数は3,242名でございます。

○委員（新橋 実君）

どういった方が対象になりますか。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則にございまして、市または市の機関が主催し、または共催して使用するとき、それから保健福祉団体等が、会議及び研修で使用するときとなっております。

○委員（新橋 実君）

先ほど6,175人と言われましたけども、この中にこの3,242名も含まれているということで理解してよろしいか。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

はい、含まれております。

○委員（山田龍治君）

霧島保健福祉センターの築年数は分かりますか。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

実際の業務開始をしたのが平成14年の11月でございます。

○委員（鈴木てるみ君）

栄養指導と母子指導の件数が分かれば教えてください。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

平成30年度で申し上げますと、栄養指導室の利用数が272名、母子指導室が150名です。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に移ります。次に、議案第129号、霧島市温泉センターについて質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

先ほど植山委員のほうからもお話がありましたけれども、3か所の入浴料というんですか、ほぼ溝辺と横川は一緒ですけれども、霧島のほうが高めに設定されているわけですけれども、この機会に同一料金に持っていこうとかという議論はなかったのか。同じ市民が風呂に入るのに値段が違うというのも一つ考えものだなという気もするわけですが、部屋とかの使用料は広さが違ったりとかいろいろあるわけですけれども、コストだけではなくて市民の公平性ということを考えたときに、私は同一条件にすべきだと思いますけれども、その辺のところの見解をお示してください。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

今御質問のありました霧島の神乃湯なんですけど、確かに溝辺、横川は310円に対して、霧島は370円ということで、若干高くはなっております。これにつきましては、この温泉の目的もなんですけど、この隣に保健福祉センターも併設しておりますので、この温泉自体が健康増進も目的としておりますので、機能的にも、例えばサウナとかジェットバスとかが付いておりますので、さらに、湯船の面積もほかの温泉よりも広いということで、コストも掛かると。それと他の近隣の温泉と比較しても、そう高いということはないということで、この料金で今回提案したところでございます。

○委員（仮屋国治君）

一般浴室に関してはサウナ、ジェットバス等の機能面が充実しているということでこういう設定だということですが、それは分かりますが、では家族浴室は何が機能面で違うのか、その辺をお知らせください。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

この家族浴室につきましては、温泉の開設当初は800円ということでスタートしまして、さら

にその後2回ほど改定をしております、現代に至っているところでございます。

○委員長（平原志保君）

質問は何が違うのかという、違いですね。休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前10時56分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○霧島総合支所市民生活課長（仮屋園修君）

この家族浴室につきましては、バリアフリーということと、それからコスト計算によりましてこの料金で提案をしたところでございます。

○委員（仮屋国治君）

すみません、意地悪な質問でした。コスト計算がベースになっているから割高になっているということなんだろうと思いますけれども、一律にコストだけで行政サービスを見ていっているのかというところは、今後要望しておきたいと思います。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

初めにありました議案102号の件数の件であります。国分総合福祉センターの件です。大会議室が全体の人数が8,852人、減免人数が7,110人、全体の80%です。件数で言いますと全体が148件、減免件数117件となります。あと食堂兼会議室ですけれども、全体人数3,399人、減免人数1,661人、全体の約50%です。

○委員（宮内 博君）

最初からこういう基礎的な数字というのは準備をぜひしておいていただきたいということを要請しておきます。それで、食堂兼会議室は18%の引上げ。大会議室が20%の引上げということになっているんですけれども、こんなに引き上げなければいけなかったという理由については、全体的な面積要件だとか、前回引き上げなかったからとか、そういうふうにおっしゃっているんですけれども、その中で実際にほとんどが減免になっているということでもありますけれども、減免になっていない形で利用している分というのは、当然、減免対象外であったということなんでしょうけれども、件数は示されましたけれども、人数的にはどうなっておりますか。

〔「人数は言った」と言う声あり〕

人数は言っていましたね。それでは食堂の件数を教えてください。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

食堂兼会議室の件数ですけれども、全体が181件、減免件数が113件になります。

○委員（宮内 博君）

ちょっと数字的なものがごっちゃになりましてね。本来であれば表で示していただかないと分かりにくいんですけれども、そういう中で20%という値上げは非常に大きいと。ほかに25%というのがありますけれども、福祉政策部門でそういう値上げをせざるを得なかったというのは、どの程度の議論があったんでしょうか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

まず大会議室ですけれども、20%引上げになっている理由としましては、前回の使用料が550

円でありまして、それでコスト計算しますと1,277円となります。そのまま1,277円を改正として上げますと大幅な値上げになりますので、激変緩和措置ということで、前回使用料の20%上限としての660円という形で値上げしたところでございます。

○委員（宮内 博君）

その1,277円の具体的な根拠を示してもらえませんか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

先ほど植山委員からの質問のとおり、人件費、物件費など全て足しまして、㎡当たりの単価を出します。それで1時間1回当たりの単価が2,554円という数字が出てきます。次に施設の分類ということで、分類は第1分類から第4分類までありまして、総合福祉センターの場合は第2分類に入りまして、公費負担が50%、受益者負担が50%ということになりまして、2,554円の50%で1,277円コストが掛かるということで計算して、20%を上限として引上げをしているところです。

○委員（新橋 実君）

確認しますけれど、利用率というのはどれぐらいなんですか。今の大会議室と食堂件会議室等の利用率ですね。年間何日開いていて、何日使っているとかでいいですよ。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

食堂件会議室でいいますと令和元年10月分で申し上げますと、20日の利用があります。31日のうち20日間の利用です。大会議室は10日の利用があります。

○委員（新橋 実君）

この予約は、31日あれば予約すればいつでも利用できるということでもいいんですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

施設の利用につきましては福祉協議会のほうに申込みをしていただければ利用できる状況なのですが、休館日がありまして、土日と年末の12月29日から翌年の1月3日までが休みとなっております。

○委員（新橋 実君）

ということは、このコストを出すのに、利用者が増えればそれだけコストも下がってくるという理解でいいんですか。現在の利用率でこの金額は出しているんですか。それとも全体をずっと入った状態でこの金額を出しているのか、先ほど言われました1,277円という金額の出し方ですね。それはどういう形で出しているのか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

金額の出し方につきましては、その建物の総コスト額を、使用料を設定すべき部屋の延べ面積で割りまして、さらに年間の開館日数で割りまして、1日の開館時間で割りまして、1時間当たりの単価を出しております。その単価に各施設の面積を掛けてコスト計算しているところです。

○委員（新橋 実君）

ということは、人が来ても来なくてもこの金額は変わらないという理解でいいんですね。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

利用率は加味されておりません。

○委員（宮内 博君）

先ほど1時間当たりのコストが2,254円掛かると。そしてそれを公費50%, 受益者負担50%の負担とするということでの計算を導き出したというふうに私は理解したんですが、それよろしいですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、今回提案されておりますのは大会議室660円ですよね。今の計算は大会議室ですよね。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

大会議室のほうになります。

○委員（宮内 博君）

それでいくと、2,254円の50%というのはおっしゃるとおり1,277円ということになりますが、公益50%, 受益者負担50%ということで計算すると、受益者負担では638.5円という数字が出てくるんですけど、実際に示しているのは660円ですが、それはどういうふうに理解したらよろしいんですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

今申し上げましたのは1時間1回当たりの単価2,554円の50%ということで、1,277円が受益者負担という考えです。

○委員（宮内 博君）

そういうことですね。コストの半分50%は受益者負担だと。1,277円が受益者負担だけれど、それを660円に抑えたと。こういうことで計算が成り立っているということですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

その受益者負担50%というのは、教育施設、福祉施設、他の施設、どこもそういった施設の本来目的とする施設ごとの配慮というのは無くて、一律50%にしているということで理解してよろしいですか。

○保健福祉政策課保健福祉政策グループ長（野村譲次君）

先ほど申し上げましたけれども、施設は性質別に負担割合の考え方がありまして、1分類から4分類まであります。第1分類が道路、公園、学校、消防などになります。第2分類が公民館、文化ホール、体育館、運動場などになります。第3分類がプール、トレーニングルームなどになります。第4分類が市営住宅、保育園、火葬場などになります。そこで、第1分類の公費負担は100%, 受益者負担ゼロと。第2分類は公費負担50%, 受益者負担50%。第3分類が公費負担30%, 受益者負担70%。第4分類が公費負担50%, 受益者負担50%という考えの下、改正をしております。

○委員長（平原志保君）

それでは、議案第129号のほうに戻りますけれども、霧島市温泉センターの続きに入ります。

こちらのほうの質問はまだありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では次に移ります。議案第141号、霧島市こどもセンターについて質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第141号についても、遊戯室は20%の引上げということになっています。19.56%でありますから。まずこの利用状況から平成30年度の実績についてお伺いしておきます。

○子育て支援課長（砂田良一君）

平成30年度の利用状況ですが、会議室、遊戯室の合計で申し上げます。年間で101件の2,154人となっております。

○委員（宮内 博君）

利用収入、減免の対象になったもの等についてもお知らせください。

○子育て支援課長（砂田良一君）

まず、昨年度の利用対象となった件数ですけれども、9件でございます。免除となった件数が92件となっております。金額につきましては合計で7,660円を収入しております。

○委員（宮内 博君）

ほとんどが減免という形で利用されているということでもありますけれども、そういう中で、7,660円の収入なんですけれども、2割近い値上げをここでやらなければならなかった理由をお示しください。

○子育て支援課長（砂田良一君）

先ほどの審議の中でありましたコスト計算によるもので20%上限額を超えたものということで、460円から550円の値上げがあったということになります。

○委員（宮内 博君）

20%上限を超えたということでもありますけれど、コスト計算上はどういうふうになっているわけですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

遊戯室のほうは1時間当たりの単価が2,487円となっております。

○委員（宮内 博君）

そのコストの基礎的な部分をお示しください。

○子育て支援課長（砂田良一君）

先ほどありましたように、人件費、物件費、維持補修費、減価償却費の合計から、先ほどありました使用料を設定すべき部屋の延べ面積、年間開館日数、1日の開館時間等を割りまして算出されているということになります。

○委員（宮内 博君）

表で示されませんので本当に分からないんですよね。ですからそのところをしっかりと示してくださいと言っているわけです。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休 憩 午前10時20分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（茶園一智君）

お手元にお配りいたしました、令和元年度使用料等の改定の概要について、小倉財政課長から説明させていただきます。

○財政課長（小倉正実君）

お手元に今回の令和元年度使用料等の改定の概要をお配りしたところでございます。そちらに基づきまして御説明させていただきます。今回の使用料の見直しの目的と致しましては、霧島市行政改革大綱の下、霧島市経営健全化計画及び霧島市行政改革実施計画において、自主財源の安定的な確保や、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料等の見直しの検討を掲げていまして、今回が4回目となったところでございます。1ページです。令和2年4月の見直しでは、平成29年4月の見直し同様、使用料設定に関する基本的考え方に基づき各施設のコスト再計算を行った上で、各調整を行うこととし、令和元年10月に8%から10%に改正された消費税率引上げ分の対応についても、今回の見直しで併せて対応することとしました。2ページです。2番目の使用料改定に関する基本的な考え方としましては、四つの項目に基づくことを基本的考え方としております。（1）受益者負担の原則、（2）類似施設の使用料の調整、（3）算定方法の明確化、（4）急激な負担増への配慮、以上、4項目を基本的考え方としております。続きまして3ページになります。3点目としまして、新たな料金の適用時期は、市民への周知期間を十分考慮した上で定めることが必要であるため、令和2年4月1日からとしました。4点目としまして、改定作業内容として、（1）コスト算定等作業として、①コスト算定におきまして、コスト対象については、人に係るコストとして、施設の維持管理や運営・サービスの提供に直接従事する職員等に係る経費で、給料や賃金が主なものです。物に係るコストとして、施設の維持管理・運営やサービスの提供に直接必要な経費で、消耗品費、光熱水費や委託料及びサービスの提供に必要な機器類の賃借料が主なものとなります。及び移転支的コストとしまして、他の主体に移転して効果が出てくるような経費で、保険料等が主なものになります。その三つに分類しまして、これらのコストを平成30年度決算額で積み上げました。また、その際に正職員の年間人件費単価については、平成30年度の決算統計数値から一人当たり619万9,000円としたところでございます。②の性質別負担割合としまして、各使用料のサービスの性質には、公共性が高いものや市場性が強いものがあることから、その性質に着目せずに、一律一様に費用負担を求めることは、公平性・公正性を損なうこととなります。このため、使用料設定に当たっては、より公平・公正なものとするため、施設ごとのサービス内容に基づき、市場性・公益性・選択性・必需性の基準を組み合わせることにより、四つに分類し、公費と受益者の負担割合を設定したところでございます。こちらについては、5ページをご覧ください。施設の性質別負担割合の考え方になります。①～④の四つに分類しています。①第1分類として、専ら行政が提供するサービスで、市民の大半が利用する必需的な公共サービスの象限で、例としては道路、公園、学校、消防などで、下の図を見ていただきますと、第1分類として、右上の部分になります。こちらにつきましては、公費負

担を 100%、受益者負担を 0%としています。②第 2 分類につきましては、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスの象限として、公民館、文化ホール、体育館などとしており、図では左上の第 2 分類で、公費負担は 50%、受益者負担を 50%としています。③第 3 分類では、民間でも同種類のもの提供され、個人によって必要性が異なるサービスの象限として、プール、トレーニングルームなどで、下の図では左下の第 3 分類として、公費負担を 30%、受益者負担を 70%としたところです。④第 4 分類として、民間でも提供されているが、市民に必要とされる社会保障的要素を含むサービスの象限として、市営住宅、保育園などで、図では右下の第 4 分類で公費負担 50%、受益者 50%とする、以上四つの分類に区分したところでございます。今回の使用料改定については、主に第 2 分類と第 3 分類の部分が通常、市の公共施設としては該当するものということで分けております。前に戻りまして 3 ページになります。③コストに基づいた適正水準の算出として、コストの算出につきましては、施設の各貸室等において 1 時間当たりどれだけのコストが掛かっているかに着目し、①で算出した年間コストを年間開館時間数で除し、1 時間当たりのコストを求め、占有スペースに係る部分の 1 時間・1 m²当たりのコストを算出しました。次に、貸室ごとの面積に 1 時間・1 m²当たりのコストを乗じたものを貸室ごとの 1 時間当たりの適正水準とし、現行の料金と比較しています。次に 4 ページをご覧ください。(2) 改定額等の設定におきましては、今回の見直し作業では全ての施設を見直し対象とし、(1) で算出したコストに基づく単価を踏まえ、市内外類似施設等の料金、施設の採算、市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、令和元年 10 月に 8%から 10%に引き上げられた消費税率も考慮し、改定額の設定を行いました。(3) その他としまして、市外の方が利用する場合の割増は、10 割加算としました。また、入場料を徴収する場合の使用料についても、割増加算を行うこととしました。なお、これらについては、各施設の現状等を踏まえ、各施設担当課において設定したところです。また、それぞれの使用料の算定結果において 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げています。5 点目、市民への周知等として、令和 2 年 4 月の新料金適用までの間、広報誌やホームページでの広報、窓口での対応等を十分に行い、混乱が生じることがないように配慮することとしています。また、料金改定に当たっては、市民の理解と協力が必要であることから、説明責任の一層の向上に努めることはもとより、今後とも効率的な施設運営、事務の効率化等による継続的かつ徹底した経費削減を行い、市民サービスの一層の充実に努めることとします。以上が、今回の使用料等の改定の概要になります。

○委員長（平原志保君）

今説明がありましたが、ここで質問がある方は。

○委員（宮内 博君）

今の説明に至りました経過は、議案第 141 号のこどもセンターの関係についての質疑であったわけですが、1 時間当たりのコストが 2,487 円掛かるということで、その 2,487 円の根拠は具体的にどういうふうな算出されたんですかというふうな聞いたわけです。それに基づいて今、財政課長のほうから説明があったということになるんですけれど、その細かい数字についても財政課長のほうは説明できるんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

こどもセンターの時間当たりの単価の考え方ですが、まず先ほどから説明がありますように、人件費、物件費、維持補修費、補助費、減価償却費の総コストを計算しております。まず人件費でございますが、事務従事者2人で事務の従事割合を30%としております。平均の職員給与619万9,000円を掛けまして、人件費が371万9,400円。次に物件費でございますが、物件費、設備に係る保守点検等が入っておりますが、並びに水道料金、電気料金等を含めた金額になります。賃金等も含めまして、合計で635万2,822円。次に維持補修費でございますが、昨年の維持補修費2万7,000円を計上しております。続きまして補助費等ということで建物保険料9,615円を計上しております。最後に減価償却費ですが、取得額に対しまして耐用年数50年で割りまして減価償却費190万9,296円。総コストが1,201万8,133円になっております。この総コストに対しまして年間の開館時間、占有面積等で割りますが、年間の開館日数のほうは、こどもセンターは年末年始のみが休みですので359日、1日の開館時間は10時間。出た答えにそれぞれの面積を掛けております。会議室が36㎡、先ほどから出ています遊戯室が104㎡。これで算出した数字が先ほどお答えした2,487円ということになります。

○委員（宮内 博君）

総コストを1,201万円余りということですが、お尋ねしたいのは、その人件費と物件費が大きいですね。人件費は先ほど財政課長のほうからありました619万9,000円ということですが、こどもセンターには、これは正規職員の人件費だろうと思いますけれど、正規職員が配置されているんですか。

○子育て支援課長（砂田良一君）

正規職員が2名と、それから再任用が1名ということで、計3名おります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案4件についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時02分」

「再開 午前11時04分」

- △ 議案第 90号 霧島市立学校施設使用条例の一部改正について
- △ 議案第 92号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第 93号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第 99号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第101号 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第106号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第107号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第137号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

△ 議案第144号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部所管の施設に関する条例の一部改正議案、9件について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

今定例会に提案いたしました議案第90号、霧島市立学校施設使用条例の一部改正について、ほか8件の使用料改定に伴う条例改正案につきまして、一括して御説明いたします。議案は10ページ、新旧対照表は10ページをご覧ください。はじめに、使用料につきましては、負担の公平性の確保や受益者負担の適正化を図る観点から、霧島市経営健全化計画（第1次）等を踏まえ、平成21年12月に使用料設定に関する基本的考え方を取りまとめ、その考え方の下、原則として3年に1度見直しを行うこととしています。今回は、それに基づく4回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、消費税率の引上げ、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、額の改定を行い、所要の改正を行おうとするものです。議案第90号の学校の夜間照明施設については、一般利用の体育館・武道館の使用料については、210円から220円に、グラウンドの使用料については、830円から850円に、児童生徒のグラウンドの使用料については、420円を430円に改定するものです。次に、議案は13ページ、新旧対照表は13ページをご覧ください。議案第92号の霧島市立公民館については、大会議室1時間当たりの現行料金250円を260円に、中会議室の現行料金200円を210円になど、改定するものです。次に、議案は15ページ、新旧対照表は19ページをご覧ください。議案第93号のいきいき国分交流センターについては、研修室1の1時間当たりの現行料金390円を400円に、プールの現行料金310円を330円になど、改定するものです。次に、議案は33ページ、新旧対照表は33ページをご覧ください。議案第99号のサン・あもりについては、会議室の1時間当たりの現行料金390円を400円に、トレーニング室の現行料金210円を220円になど、改定するものです。次に、議案は36ページ、新旧対照表は35ページをご覧ください。議案第101号の郷土館等については、受益者負担の適正化及び郷土館等の共通した考え方により入館料を改定するものです。また、霧島市立横川郷土館・霧島市立霧島歴史民俗資料館の休館日を変更するものです。次に、議案は44ページ、新旧対照表は38ページをご覧ください。議案第106号の隼人地区共同利用施設については、公民館会議室の改定方針に合わせて、各調整を行うこととし、大会議室の1時間当たりの現行料金200円を210円に、ホールの現行料金260円を310円になど、改定するものです。次に、議案は45ページ、新旧対照表は39ページをご覧ください。議案第107号の溝辺コミュニティセンターについては、飲食等もでき、多様な用途に使用できることから民間事業者の集会等で使用されることもあるため、公民館等の会議室との料金調整は行わず、個別のコスト算定に基づく改定をするもので、第1会

議室の1時間当たりの現行料金470円を480円に、小会議室の現行料金310円を320円になど、改定するものです。次に、議案は88ページ、新旧対照表は64ページをご覧ください。議案第137号の隼人農村環境改善センターについては、公民館の改定方針に合わせて、各調整を行うこととし、会議室の現行料金200円を210円に、農事相談室の現行料金150円を160円になど、改定するものです。議案第144号の国分中央高校精華アリーナにつきましては、市内の全ての体育館の共通した考え方により改定しようとするものであり、武道場の専用使用の現行料金440円を480円に、体育施設の専用使用の現行料金660円を720円になど、改定するものです。以上、9施設の使用料改定に係る条例改正案について概要を御説明申し上げました。詳細につきましては、各議案の審査の質疑応答で担当課長等がお答えいたします。よろしく御審査ください。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は、議案番号順に行います。まず、議案第90号、霧島市立学校施設について、質疑はありませんか。

○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。まず議案第90号、霧島市立学校施設について質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

児童生徒の使用料が据え置きになっている理由は何ですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

ただいまの御質問は児童生徒の体育館、武道館の夜間照明施設使用料のことだと思いますが、こちらにつきましては、コスト計算の上、今回の消費税8%、10%分を乗算いたしましたが、端数処理の関係で金額が変わらなかったということで、金額としては110円のままということになります。

○委員（仮屋国治君）

ということはコストが下がっているという理解でよろしいですか。もし下がっていればどのようなものが下がっているのか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

8%時も110円台であったものが10%で110円になったということでございます。

○委員（新橋 実君）

今回の体育館、武道館、グラウンドの対象個数というのは分かりますか。全ての学校がそうなのか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

この条例で対象としています小学校は11校、中学校が2校あります。

○委員（新橋 実君）

体育館、武道館、グラウンド、小学校は今言われましたけれど、あとのところは対象にはなっていないということですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

グラウンドにつきましては全てに夜間照明があるわけではございませんので、夜間照明施設がある小学校が11校、中学校が2校ということです。

○委員（新橋 実君）

ということは、体育館と武道館については全てであると理解でよろしいですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

中学校の武道館につきましても全ての学校にあるわけではございません。武道館がある中学校は7校です。

○委員（新橋 実君）

結局、先ほど対象は小学校が11校、中学校は2校と言われましたよね。体育館で小学校が何校あって、中学校は武道館が何校あるとか、そういうふうな形で報告できないんですか。あとグラウンドが何校あるというような形で。

○教育総務課長（西敬一朗君）

失礼しました。照明施設のある学校は小学校が11校、中学校が2校です。そして武道館がある学校は中学校が7校、屋内体育運動場、グラウンドについては市内全ての学校にございます。

○委員（新橋 実君）

グラウンドに照明が付いているところがあるわけですがけれども、全てが同じような照明ではないと思うんですけれども、全てこの金額で統一されているんですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

今回の改正の表の備考に、永水小学校の夜間照明施設につきましての注記がありまして、永水小学校は照明基数が少ないため——。今回の改正の直接の部分ではございませんので、新旧対照表にも出ておりませんが、永水小学校は照明基数がほかの小学校より少ないため、二分の一の額という備考表記がございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、永水小学校を除いては、照明があるところは全て同一料金ということで理解していいんですねということです。

○教育総務課長（西敬一朗君）

永水小学校以外は同じ料金です。

○委員（宮内 博君）

先ほど福祉関係のところでは基本的な議論をしたところですが、財政課より示された資料によりますと、教育委員会部局は第2分類なのかなと思いますけれども、そのところをまず確認させてください。

○教育部長（中馬吉和君）

議員がおっしゃいますとおり、教育委員会については第2分類という捉え方でよろしいかと思えます。

○委員（宮内 博君）

それで、実際の今回の提案されている教育委員会部局の部分では、20%近い引上げがなされているところもあるわけです。それで、今議論しているのは議案第90号の話でありますから後からさせていただきたいと思いますが、この90号の関係ですが、実際の利用状況はどれほどになっていて、今回の料金改定による負担増がどれぐらいになっているか、その辺はお示しいただけるのでしょうか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

こちらの使用につきましては、平成30年度の実績です。利用団体数が11団体、延べ849人がその団体の中で使用されております。使用料実績額は1万2,390円でした。見込額としては、ほぼ同額ですので、1,000円単位の差も出ていないという計算をしております。

○委員（宮内 博君）

これは減免の対象もあるのかなと思いますが、そことの関係ではどういうふうになっているんでしょう。

○教育総務課長（西敬一朗君）

夜間照明施設につきましては、実費の考え方が多いものですから、条例自体に減免の規定は設けていないところです。[同ページに訂正発言あり]

○委員（宮内 博君）

それを聴いたのは、団体の利用人数からして照明使用料が少ないのではないかと思いましたが、そこを聴いたんですけれど。

○教育総務課長（西敬一朗君）

失礼しました。規定自体はございますけれども、先ほど言ったような考えから、夜間照明施設は実際は条例の規定どおりいただいているというところです。先ほど申しました平成30年度の実績額が1万2,390円で、この改正によりましても額は1万3,000円の収入を見込んでおります。先ほど11団体延べ849人の使用と申しましたが、使用料を支払われるのは、平成30年度の実績でいうと11団体が支払われたということになりますので、延べ人数が直接使用料に関係するということではございません。

○委員（宮内 博君）

延べ人数が全部照明料を払っているのかどうかということに反映されないということなんだろうと思うんだけど、単純に220円で計算した場合に56時間分ということになりませんか。1万二千数百円の計算が出てくるのは。それで、年間を通じて11団体ということになりますので、そうしますと1時間にも当然満たないという計算が成り立つものですから、その辺をちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○委員（新橋 実君）

うちの娘なんかもバレーで使っているんだけど、週2回くらい行っていますよ。2～3時間使っていますよ。お金も払っていますよ。そういったものは、そしたら学校に行くんですかお金は。どういうふうな形になっているのか。本当に間違いはないですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

この学校体育施設につきましては、団体を登録していただいて、その登録団体が利用される場合には、スポーツ・文化振興課のほうが歳入の処理をしております、予めの登録がない団体の利用の際は学校施設の所管である教育委員会のほうで収入を頂いているという形になります。したがって、教育委員会が収入した使用は先ほど申しました11団体の1万2,390円。これまたスポーツ・文化振興課の歳入になりますと、昨年度は220万円程度あったようです。この条例に関して言えば、教育委員会の歳入は1万2,390円であったということです。

○委員（新橋 実君）

ではそちらのほうでは審査はできるんですかね。ちょっと聴きたいことがあったんですけど、ここで聴いていいのか分からないけれど。そしたらちょっと聴いていいですか。答えられなければ答えなくてもいいですけど、実際、体育館なんかの使用時間なんですけれども、学校によってまちまちらしいんです。例えば20時から使えるとか、19時から使えるとか。そういう時間帯が学校のあれによるかも分かりませんが、使える時間が21時で終わりとか22時で終わりとか。その辺の時間が学校によって違うらしいんですけど、その辺はどういう形で対応されているのか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

学校施設の使用条例につきましては、ほかの公の施設のように開館時間、閉館時間という規定はございません。学校開放事業そのものがまず学校の本分である学業に支障のないところで開放に努めるという目的がございますので、その学校によってカリキュラムによって使える時間が違うというのは当然あり得ることだと考えます。

○委員（新橋 実君）

だから始まる時間はいいんですよ。要は終わりの時間なんですよ。終わりの時間が21時で終わるのか22時で終わるのか、そこら辺がまちまちだということなんですよ。それだと22時で終わるとしたら21時半頃には終わって片付けをするわけですよ。21時に終わるとしたら20時半頃には終わって片付けをします。使える時間が限られてくるわけです。その辺を統一するべきではないかと思うんですけども、その辺についてはどう思われますか。

○教育部長（中馬吉和君）

学校施設開放事業はスポーツ・文化振興課のほうの所管で、向こうのほうで調整を行っておりますので、詳細についてはこちらのほうでは分かりかねます。

○委員（新橋 実君）

ということは、今回この審査はここではできないんですか。ここではできないけれども、今回この議案が出ているんですけども、こういう審査する機会はあるんですかね。

○教育総務課長（西敬一朗君）

今部長がお答えしましたように、その内容についてこちらでお答えすることはできませんが、あとは委員会の運営で御判断される部分だと思います。

○委員（植山利博君）

確認をさせてください。先ほど宮内委員の質疑で、第2分類に属するということでした。第2分類であれば、公費負担が50%、受益者負担が50%ということのようですけども、実際に掛かった電気代の50%は公費負担という考え方でいいんですか。

○教育部長（中馬吉和君）

私がちょっと説明不足でして、今回ほとんどの施設は第2分類なんですけれども、学校等につきましては第1分類に属していますので、第1分類、第2分類という言い方のほうが正しいかと思えます。

○委員（植山利博君）

ということは、使用した方々は実際掛かった電気代の全額を払っているという理解でいいんですか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

先ほどお答えしましたように、夜間照明施設ですので、実費という考えが基本となりますので、電力使用料を勘案した分を負担いただいているということになります。

○委員（植山利博君）

だから確認したんですけれど、先ほどの第1分類であるとか第2分類であるとか部長は言われるけれども、電気の使用代としては第1分類とか第2分類とか関係ないということですよ。要するに掛かった分を使用者が100%受益を受けたということで払っていると。そこだけ確認させてください。

○教育部長（中馬吉和君）

ただいまの学校施設の電気使用料については、実費分100%支払ってもらっているという考え方になります。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に行きます。議案第92号、霧島市立公民館について、質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第92号は、それぞれの公民館という形で提案されているんですけれども、例えば溝辺の公民館であります、ロビーの使用料については15.8%という引上げがなされているわけです。大体ロビーではそれぐらいがずっと出てくることになっているわけなんですけれども、その辺の算定の根拠になったものをお示しいただけませんか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

溝辺公民館のロビーにつきましては、コスト計算をしたということでございますが、現行料金に対する上げ幅が120%を超えたものですから、120%以内で調整したということで、190円が消費税も加味して220円になったということでございます。

○委員（宮内 博君）

本当に分からないんですよ。今の答弁では何を言っているのか。何が120%になったのかということが示されないと、こちらは理解のしようがないんですけれど。

○委員長（平原志保君）

三好主幹、説明ができますか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

資料のほうを持ち合わせておりませんでしたので、あとで調べて御報告いたします。〔27ページに答弁あり〕

○委員（宮内 博君）

審査に間に合うように出していただきたいと。そうでないと議論ができませんので、そこは要請をしておきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

公民館に関してはほぼほぼ減免という理解でよろしいですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

条例公民館も34館ありますが、全部が全部、減免をしているということではございません。使用料を頂いております。

○委員（宮内 博君）

その具体的な数字を示していただけませんか。平成30年度の利用実績、利用収入、それから今回の引上げによる利用増がどういうふうになるか。

○委員長（平原志保君）

こちらのほうも数字はすぐに出ますでしょうか。

○社会教育課長（新門勝利君）

条例公民館の全体額でよろしいでしょうか。平成30年度実績でございますが、利用人数は全体で22万7,057人の利用がございまして、そのうち、減免の人数が12万74人です。全体の収入額が667万4,842円です。うち減免額が先ほどの人数で、減免額が478万9,560円となっています。減免額自体が478万9,560円です。改正前と今度の使用改定による負担の影響額は、千円単位で、33万6,000円の負担増となっております。

○委員長（平原志保君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではとりあえず先に行きます。議案第93号、霧島市いきいき国分交流センターについて、質疑はありませんか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午前11時37分」

「再開 午前11時38分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課主幹（三好健一君）

いきいき国分交流センターでございますが、平成30年度利用者数9万9,437人、利用料金につきましては1,436万6,370円です。使用料改定に伴う影響額でございますが、59万3,000円でございます。〔「減免は」と言う声あり〕減免額につきましては後ほどちょっと調べて御報告いたします。〔27ページに答弁あり〕

○委員長（平原志保君）

先へ行っていいですか。ほかの質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは後でお答えください。議案第99号に行きます。サン・あもりについての質疑はありませんか。こちらのほうも先に説明をお願いいたします。

○社会教育課主幹（三好健一君）

サン・あもりにつきましては、利用者数9万2,451人、利用料金が611万1,066円でございます。減免者数はまた後ほど御報告いたしますが〔27ページに答弁あり〕、影響額につきましては、27万9,000円でございます。

○委員長（平原志保君）

こちらのほうに質問は。

[「なし」と言う声あり]

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

サン・あもりなんですけれども、利用料金が約600万円なんですけれども、ここはトレーニングルームや体育館などもありますけれども、トレーニングルームなどもあるので、もうちょっと料金はいいのかなという気がするんですけれども、これは間違いはないんですよね。

○社会教育課主幹（三好健一君）

年度の報告書で確認している数字でございますので、間違いございません。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。ほかはございませんでしょうか。

○委員（山田龍治君）

念のため、トレーニングルームの利用者数はわかりますか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

平成29年度の実績でございますが、トレーニング室は5,136人でございます。

○委員長（平原志保君）

平成30年度はないんですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

申し訳ございません、手元に置いていませんでした。[34ページに答弁あり]

○委員（仮屋国治君）

ここだけではないんですが、指定管理者が管理しているところの使用料の徴収と申しますか、そのチェック体制というのは完全に管理者からの事後報告ということによろしいですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

毎月報告を頂いております。その時点での書面での確認になってしまうんですが、確認という形ではしております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します。

○委員長（平原志保君）

トレーニングルーム等の利用の仕方がちょっと分からないんですけれども、こちらのほうは、行ったら使える形なんですか。それとも登録制とかになっているものなんですか。もし登録制ならば登録人数などが分かれば教えてほしいんですけれども。

○社会教育課主幹（三好健一君）

登録制ではなくて、直接窓口あるいは電話での予約申込みによるものです。

○委員長（平原志保君）

委員長を交代します。ほかにごございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

では次に移ります。議案第101号、霧島市立郷土館等について、まず説明をお願いします。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

市内にある郷土館5館の入館者と入館料を今からお話しします。国分郷土館が1,493人、5万9,650円。隼人歴史民俗資料館が1,905人、14万9,040円。隼人塚史跡館が2,019人、15万7,780円。横川郷土館が116人、1万560円。霧島歴史民俗資料館が127人、8,910円です。今回の引上げの影響額については、1,000円単位でお答えいたします。国分郷土館が8,000円、隼人歴史民俗資料館が2万3,000円、隼人塚史跡館が2万1,000円、横川郷土館が1,000円、霧島歴史民俗資料館が1,000円になります。あと入館者の免除の人数になります。国分郷土館は一般が498人、小中高校生が484人。隼人歴史民俗資料館は一般が461人、小中高校生が223人。隼人塚史跡館は一般が368人、小中高校生が355人。横川郷土館は一般が26人、小中高校生はいらっしゃらなかったです。霧島歴史民俗資料館は一般が31人、小中高校生が21人。合計で一般が1,384人、小中高校生が1,083人でした。

○委員（宮内 博君）

今回、その入館料について、小中高校生については団体の分は据置きということですが、普通の入館料については引上げをするという形にしているんですけれども、その考え方をまずお聴きしておきます。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

一般の入館料の二分の一という考え方で、今回は据置きということになっております。

○委員（宮内 博君）

単純にそういうふうにされたということなのかなと思いますけれども、郷土館というのは大人にとってもそうですけれども、特に子供たちにとっては学びの場ということになるわけですが、そこのところは全然考慮に入れなかったということで、こういう提案なんですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

その考え方は、減免の人数にもあると思うんですけれども、子供たちの社会科の学びの場でもあって、子供たちが学校教育の場で使う場合は、減免の対象となるということで、授業ばかりではないですけれども、ほとんどの減免の子供たちの考え方はそういうことですので、とりあえずの考え方としては配慮はしてあるという形になるかと思います。

○委員（宮内 博君）

団体を据え置くという形であれば、そのまま同じような形で適用するという方法もあったのではないかということから、問題提起をしているわけですが、もう一つの一般の15.3%の引上げということになっているんですけれども、その具体的な根拠になったものをお示しいただけませんか。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

根拠については、総コスト額から使用料を設定すべき部屋の床面積、それから年間の開館日数、そして1日の開館時間8時間、それを1時間1㎡当たりの単価を出して、それからその金額に施設の分類が第2分類ということで二分の一になります。その後、増減率が出るんですけれども、調整をなされて最終的に150円という金額になっております。

○委員（宮内 博君）

そのコスト計算の中で最もコストが上がったのはどこの部分でしょう。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

国分郷土館でいけば、どうしても維持管理の修理費が合計170万円の費用が掛かっております。ほかの館も老朽化が進んでおりますので、どうしても修理代が掛かってきているようです。

○教育部長（中馬吉和君）

コスト計算で一番高いというのが、国分郷土館という説明を申し上げましたが、コスト計算の段階でどれぐらいの増減率があったか申しますと、純粹にこの計算式に当てはめた場合、霧島歴史民俗資料館が、途中のコストの段階です、130円が641円ということで393%。国分郷土館は130円が1,762円の1,255%、隼人塚資料館は130円が1,265円の872%、隼人歴史民俗資料館が130円の1,265円で873%、そして横川郷土館は130円が1,041円で700%。ですから単純にこういうコスト計算の算式がありますが、それに当てはめるとこういうような計算の増減率になります。それを120%以内で調整というような形での今回の改定になります。

○委員（宮内 博君）

あと収入の関係でお尋ねしたいんですけれども、五つの施設についてそれぞれ報告を頂いたんですが、国分郷土館の平成30年度の入館者1,493人ということでありまして。隼人歴史民俗資料館と隼人塚資料館が合わせて3,900人余りということなんですけれども、料金収入は5倍ほどあるんですけれども、この違いをちょっと説明してもらえませんか。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

入館料の違いは、先ほど免除の人数を申しましたが、国分郷土館の一般が498人、小中高生が484人ということで、隼人歴史民俗資料館、隼人塚史跡館の免除数とほとんど一緒で、入館者自体が両資料館より少ないんですけれども、免除者が多かったということになります。

○委員長（平原志保君）

ただいま12時なんですけれども、休憩をとってよろしいでしょうか。ここで休憩します。

「休憩 午前11時59分」

「再開 午後0時58分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。三好主幹のほうから先ほどの説明があるということで、お願いします。

○社会教育課主幹（三好健一君）

市立公民館、いきいき国分交流センター、サン・あもりにつきまして、利用者数、納入額、減免利用者数、減免額、負担増額を御説明いたします。92号です。市立公民館につきましては、利用者数22万7,057人、納入額667万4,842円、減免利用者数でございますが12万74人、減免額につきましては478万9,560円、負担増額につきましては33万6,000円でございます。いきいき国分交流センターですが、利用者数は9万9,437人、納入額1,436万6,370円、減免者数2,798人、減免額41万880円、負担増額につきましては59万3,000円でございます。99号、サン・あもりの利用者数9万2,451人、納入額611万1,066円、減免者数1,087人、減免額4万3,250円、負担増額が27万9,000円でございます。利用者数、減免者数については以上でございます。議案番号は92号でございます。溝辺公民館のロビーの使用料でございます。現行190円が220円ということな

んですけども、コスト計算をするということは先ほど申し上げたとおりなんですが、そのコスト計算で得た1時間当たりの使用料が934円となっております。その二分の一をみますと467円になります。467円と現行の使用料を比べますと277円の増ということで、この277円の増額分が145.8%となりました。この145.8%を120%以内で調整いたしました。それで得た使用料が210円でございます。これに消費税分を添加した金額は220円という計算で出てきた数字でございます。

○委員（宮内 博君）

今の92号の関係で、霧島市公民館も同じような引上げということになっておりますが、それも同じような計算の下にやられたということですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

基本的には今申し上げたような計算で統一しております。

○委員（宮内 博君）

それは面積用件とか、財政課から示していただいた使用料設定に対する基本的な考えというのがあるんですけど、面積用件とか占有面積だとか、その辺は違うのではないのかなと思いますけれども、その辺はどういうふうに。

○社会教育課主幹（三好健一君）

確かにおっしゃるように、面積が違ったり掛かる費用も違ったりしております。それで得た数字と類似施設で合わせるというようなことも考慮した上でのごとでございます。

○委員（山田龍治君）

横川郷土館と霧島歴史民俗資料館の配置している人数は何人なのか、それぞれ教えてください。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

横川郷土館と霧島歴史民俗資料館は、職員が兼務で管理しております。それぞれ1名です。

○委員（山田龍治君）

今回コストという面で考えたときに、横川と霧島のほうは、休みが増えるわけですね。増えるということは人件費がそれだけ削減をされた上で、この部長が先ほどおっしゃった120%を大幅に超えているという考えでよろしいのでしょうか。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

そういう計算になっております。

○委員（山田龍治君）

通常民間なら休みを増やして人的コストが減った場合には、何かしら還元をしないとイケない部分だと思うんですけど、それでもそんなにコストが掛かるんだという認識でよろしいのか。ここだけ唯一ほかの施設に比べて休みが増えて、コストが下がっているのにも関わらず、それだけコストを上げないといけないんだということでもよろしいのか。それとも、施設の設備に関してのメンテナンスも含めたり、展示しているものの修繕も含めるとそういうものが掛かるものだからこのようになっているのか。そこをちょっと説明してください。

○社会教育課長（新門勝利君）

冒頭コスト計算の時に部長も申し上げましたけれど、この歴史民俗資料館は5館とも、隼人

塚史跡館はある程度まだいいんですが、あとは築30年、40年経っていて、先ほど国分郷土館を取り上げましたけれども、特に年次的に発生しております、そこに掛かるコストどうして加算されていますので、そこがどうしても膨らんで人権費のコストよりもそちらのほうの積算見込みがということで、どうしてもこういうふうになってしまうということです。

○委員（山田龍治君）

今後、郷土館の在り方についてはいろいろ議論がなされるということだと思いますけれども、一般質問でもそのような話になっていたと思うんですけど、今のこの施設の利用者数を考えても、今後の在り方を執行部のほうでも検討していただければと思いますので、答弁はいりませんけれど、検討していただければと思います。

○委員（新橋 実君）

今、山田委員が言ったように、横川と霧島については、1日1人来るかどうかですよね。そこに職員が1人いるということはどうかなと思うわけですけども、その辺について今具体的に市として考えていることがあるんですか。

○教育部長（中馬吉和君）

この五つの施設等につきましては、あり方検討委員会の中で集約の方向での提言がなされておりまして、今後、公共施設管理計画の中で5年間の間にそれに向けて進めていくということになっておりますので、先ほど山田委員からも御指摘がございましたように、施設の適正な在り方について検討することと致しております。

○委員（新橋 実君）

前もって来られる方が分かっているんだったら、そのときに合わせて行くとか。1人の方が常駐するというのは職員の方はもったいないですよ。そういうことも考えていくべきかなと思うんです。子供たちが行くような場合は学校から連絡があるとかということもあると思うんですけども、役所からも近いと思うんですけど、そういった対応も今後は必要だと思いますけれど、その辺は要望しておきます。

○委員長（平原志保君）

ちょっと休憩します。

「休憩 午後 1時11分」

「再開 午後 1時11分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

職員が兼務で従事しております。常駐はしていません。

○委員（新橋 実君）

常駐していないということはどういうことですか。例えば向こうから連絡があるんですか。そこにお客さんが来たときに、どういう形で対応しているのか。例えば誰もいなくても、誰でも入ってもらえばいいのか。その辺の管理というのはどうなんですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

申し訳ございません。国分郷土館、隼人塚史跡館、隼人歴史民俗資料館には、臨時職員が常

駐している形です。先ほどからの横川、霧島の山間部のほうについては兼務ということでございます。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 1時13分」

「再開 午後 1時13分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○社会教育課長補佐（吉留道幸君）

近くの公民館におりまして、来館者が来られたら、そこからすぐ対応できるようになっております。

○教育部長（中馬吉和君）

先ほどの集約の補足ですけれども、利用者数が少ないということも、施設が古いということもありましたけれども、あと市民の皆様方から、点在しているところを回るのではなくて一か所でいろいろな霧島市の歴史文化について学びたいというような要望等もございましたので、それらも勘案して集約の方向を検討するというところでございます。

○委員長（平原志保君）

今、議案第101号の郷土館をやっておりますが、ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では次に行きます。次に議案第106号、霧島市隼人地区共同利用施設について質疑はありませんか。

○社会教育課長（新門勝利君）

隼人地区共同利用施設について、先ほどのように御説明申し上げます。利用者数1万7,308人、納入額108万6,200円、減免の利用者数ですが2,256人、減免額11万9,530円、負担増額12万円です。

○委員（宮内 博君）

隼人の共同利用施設ということでありまして、いずれも条例公民館として利用されているものでもあろう。全てがそうではないですけれども、入っているわけですね。お尋ねしたいのは、ここでホールの利用料金が19%ほど引上げという形になっております。先ほど議論した92号の公民館との整合性の関係でお尋ねしたいんですけれども、条例の15ページの比較表がありますが、例えば隼人の宮内地区、姫城地区、日当山地区等の公民館、大会議室の利用料は今回360円になるということなんですけれども、今提案をされております議案第106号の大会議室の利用料は、200円が210円ということになっていますよね。ここはどういう分け方をしているのでしょうか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

公民館等類似施設の会議室、和室につきましては、面積で区分をしております。4区分にしておりますが、これは前回の時に4区分されたもので、表現はちょっと違うところもありますけれども、その施設によって大会議室、中会議室というような呼ばれ方でおりますので、例え

ば大会議室が中会議室に相当するような面積であればその金額になるということで、設定したところでございます。

○委員（宮内 博君）

共同利用施設と公民館は同じ施設なんです。だからそこで、同じ大会議室で料金が違うのはどういうことですかと。

○社会教育課長（新門勝利君）

隼人地区共同利用施設につきましては、いわゆる社会教育法に載った条例公民館ではございません。ただし第7条の使用料などを決めるところの、天降川共同利用施設のほうの条例には、市立公民館の設置及び運営に関するいわゆる市立公民館の条例に準用するという形にはなっていますが、条例公民館ではないということを一応御理解いただきたいと思います。[32ページに訂正発言あり]

○委員（宮内 博君）

いつ外されたんですかね。社会教育法に基づく条例公民館だと認識しておりまして、それに基づく専門員も配置されているということになっているんですけど、そのところはもう一回精査したいと思いますが、要するに同じ施設、同じ大会議室で料金が違うわけですよね。そこはどのような形で違いがあって、収納の方法としては同じ施設の大会議室を利用するときに、公民館で申し込んだら360円で、共同利用施設で申し込んだら210円というふうになるんですけど、そこはどのようなふうに使分けられるんですか。しかも同じ大会議室ということになっているかと思いますが、そこをもう少し説明してください。

○社会教育課主幹（三好健一君）

先ほど公民館の会議室のところでも申し上げましたけれども、面積を四つに分けて、その部屋ごとの料金を設定しているところでございます。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 1時21分」

「再開 午後 1時22分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○社会教育課主幹（三好健一君）

隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の中には、糸走地区共同利用施設、天降川地区共同利用施設、日当山地区共同利用施設、嘉例川地区共同利用施設と四つの施設が入っております。このうち糸走地区共同利用につきましては地域管理ということで直接指定管理をお願いしておりまして、天降川地区共同利用施設につきましては、こちらも指定管理を入れて管理をしていただいております。ですので利用料金につきましては指定管理の収入という形になります。日当山地区共同利用施設と嘉例川地区共同利用施設につきましては、条例公民館と併せ持った施設ということで、日当山地区共同利用施設につきましてはそのまま日当山地区公民館、嘉例川地区共同利用施設につきましては中福良地区公民館というところでの管理を致しております。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 1時24分」

「再開 午後 1時29分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○社会教育課長（新門勝利君）

まず、私の先ほどの条例公民館の件について訂正させていただきたいと思います。私は天降川地区共同利用施設についてのみが頭にございまして、条例公民館ではないという言い方をしましたので、そこは天降川地区共同利用施設に関しましては条例公民館ではないということで御確認いただきたいと思います。また、今、宮内委員のほうから出ておりますが、日当山と嘉例川につきましては、条例公民館の公民館といっしょにあるということで、共同利用施設と条例公民館と併設していると部屋は同じなのに積算の違いはどういうことかということで御指摘を頂いておりますが、そこについては、植山委員のほうからもございましたが、その条例公民館については公民館主事も1人配置しておりますので、人件費とかいうのもありますが、詳しくはちょっとその根拠というのがお示しできませんので、後もってということでお願いしたいと思います。[33ページに答弁あり]

○委員長（平原志保君）

それでは、これは後ほど答弁いただけるということで、ほかに質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今106号ですけれども、ホールについては冷暖房がみえてあるわけですけれども、大会議室等ほかの部屋の冷暖房、これは付いているんですか、付いていないんですか。付いていてそれも全て含んでいると理解していいですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

空調設備は付いております。使用料金につきましては、この部屋の使用料に含まれているということでございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

[[「なし」と言う声あり]

では、次に行きます。次に、議案第107号、霧島市溝辺コミュニティセンターについて説明をお願いします。

○社会教育課長（新門勝利君）

議案第107号の溝辺コミュニティセンターの使用者数について、5,643人、納入額65万9,560円、減免利用者数864人、減免額5万2,380円、負担増額2万6,000円です。

○委員長（平原志保君）

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]

ないようなので次に移ります。次に、議案第137号、霧島市隼人農村環境改善センターについて

て説明をお願いします。

○社会教育課長（新門勝利君）

利用者数から申し上げます。3万9,607人、納入額360万6,150円、減免利用者数1万9,336人、減免額189万9,053円、負担増額35万7,000円となっています。

○委員長（平原志保君）

質疑はありませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

この農村環境改善センターも19.5%の引上げということですよ。それをはじき出した根拠になるものを示してもらえませんか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

先ほど市立公民館のところでも申し上げましたが、やはり人権費等併せたコスト計算をすることでございますが、例えばホールの使用料に関しましては、現行1,230円、これをコスト計算で出した金額が3,205円でございます。その二分の一を計算しましたところ1,603円となりまして、増減率を出しましたところ30.3%の増になりましたので、こちらにつきましても現行料金の120%以内で調整という形で、現行1,230円が1,470円という料金になったということです。今の料金につきまして1時間当たりということでございます。

○委員長（平原志保君）

ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

○社会教育課長（新門勝利君）

先ほど話に戻って恐縮ですが、共同利用施設の日当山と嘉例川につきましては、主事等の話もさせていただきましたが、それ以外の影響額というか根拠についてはちょっとお示しできないということで、後もってというお話をさせていただきましたが、お示しができない現状でございます。〔同ページに訂正発言あり〕

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 1時37分」

「再開 午後 1時41分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課長（新門勝利君）

答弁を修正させていただきます。隼人地区共同利用施設の分類につきまして、日当山と嘉例川につきましては条例公民館と併設しております、そちらの条例に基づく徴収をさせていただいております。残りの2館につきましては、共同利用施設のみが条例が生きてまいりますので、そちらの料金徴集という形で分類させていただいております。申請についてもそれぞれ条例公民館のほうは条例公民館の申請に基づいて、共同利用施設は共同利用施設の申請に基づいてという形になります。

○社会教育課主幹（三好健一君）

先ほど委員長のほうから質問がございました平成30年度のサン・あもりのトレーニング室の利用人数、利用料を申し上げます。利用者数は5,556人、利用料金の収入実績が123万8,180円でございます。

○委員長（平原志保君）

ほかの質疑はないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では次に移ります。議案第144号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナについて。

○国分中央高等学校主幹（徳留要一君）

議案第144号、精華アリーナの利用料の件を申し上げます。利用人数1,050人、収入が3万9,600円、減免はなしでございます。影響額につきましては4,000円でございます。

○委員長（平原志保君）

質疑はないでしょうか。

○委員（山田龍治君）

今、利用者の数をお話いただきましたけれど、当然これは生徒さん以外の利用者だと思うんですけど、どういうことで使われたか御説明いただきたいと思います。

○国分中央高等学校事務長（赤塚孝平君）

まず夜間開放の部分と通常の大会等の使用でございます。夜間開放の部分が300人。これは延べでございます。種目としてはハンドボール。そして大会のほうが、これも大会の利用人数ということで、実数というよりはこれくらい参加がありますというような報告で集計しておりますが、こちらが750人。これもハンドボールの大会でございます。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ではないようなので、議案9件についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時45分」

「再開 午後 1時49分」

△ 議案第152号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）

△ 議案第153号 指定管理者の指定について（サン・あもり、天降川地区共同利用施設）

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第152号及び153号、指定管理者の指定について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

今定例会に提案いたしました議案第152号、指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）、議案第153号、指定管理者の指定について（サン・あもり、天降川地区共同利

用施設)につきまして御説明いたします。公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、社会教育課長が御説明いたしますので、御審査をよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（新門勝利君）

議案第152号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、株式会社エルグ・テクノを指定管理者としている霧島市いきいき国分交流センターについて、令和2年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、同社1者から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、同社を指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき、株式会社エルグ・テクノに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき御説明いたします。それでは、資料1ページからの募集要項に沿って、募集条件等について御説明いたします。2ページの募集要項の4を御覧ください。まず、指定管理者が行う業務等としては、(1)センターの維持管理に関する業務(2)センターの使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務(3)前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上必要と認める業務(4)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとなります。次に3ページの6の管理に要する経費について御説明いたします。センターの管理に要する経費は、利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第7号に債務負担行為を計上しておりますが、年度協定によりその額を定め、管理経費として支払うこととしています。次に4ページの8の参加資格について御説明いたします。(2)平成31年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を鹿児島県内の法人その他の団体としているところです。次に6ページの14の選定方法について御説明いたします。指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の審査基準と配点に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。審査基準と配点については、市の指定管理者の指定手続に関する条例に従って、平等な利用の点で適否を判断し、効用発揮に30点、管理経費の縮減に20点、人員確保・安定的な経営基盤に30点、その他市長等が必要と認めるものに20点配点し審査しました。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、21ページ、令和元年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成については、報告書23ページを御覧ください。霧島市いきいき国分交流センターは、委員会区分は③、内部委員が山口副市長、内副市長、瀬戸上教育長、新町総務部長、有馬企画部長、中馬教育部長、外部委員が柳田五月

氏、中山誠氏、中村等氏、本田寛子氏の計10人となっています。次に24ページ、4審議経過について御説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明があり、施設の視察もございました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。第3回の会議では、委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に5審査方法について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた30ページの選定基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。これらのヒアリング等を踏まえ、31ページの指定管理候補者選定審査表を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、ページが戻りますが、27ページを御覧ください。評点結果については、「事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか」については、適と判断され、1,000点満点（審査対象委員数10人）の600点（得点率6割）以上が指定管理候補者の要件であります。1者のみの申請であり、申請者の評点は1,000点満点で757点でした。この評点結果により、株式会社エルグ・テクノを指定管理候補者として選定しました。主な選定意見としては、「接遇、マナー研修等多岐にわたる職員研修に努め、施設維持の向上に努めている」「第一月曜日を開館し、利用者の利便性を高める提案を評価する」「県外利用者等、利用者の増に努めている点を評価する」「高齢者、障がい者への配慮、ふれあいバスの利用促進に努めている点を評価する」「指定避難所として、これまでしっかりと対応を行っている点を評価する」の意見がありました。以上で、霧島市いきいき国分交流センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第153号、指定管理者の指定について御説明いたします。現在、有限会社サザンエステートを指定管理者としているサン・あもり及び天降川地区共同利用施設について、令和2年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、有限会社サザンエステートと株式会社南日本リビング新聞社の2者から応募がありました。先ほどのいきいき国分交流センターと同様、本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、有限会社サザンエステートを指定管理候補者として適当であるとの審査報告が市長へなされました。これに基づき有限会社サザンエステートに、令和2年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき御説明いたします。まず、資料の募集要項や審査方法等については、先ほど、いきいき国分交流センターで御説明申し上げたとおりですので、割愛させていただきます。結果について御説明いたします。評点結果や選定意見については、29ページを御覧ください。評点結果は、「事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか」については、2社とも適と判断され、1,000点満点（審査対象委員数10人）の600点（得点率6割）以上が指定管理候補者の要件であります。株式会社南日本リビング新聞社が1,000点満点で691点、有限会社サザンエステートが724点でした。この評点結果により、当該施設の指定管理者として適当か否かの協議を行い、その結果、有限会社サザンエステートを指定管理候補者として選定しました。主なサザンエステートの選定意見

としては、「利用者の相談苦情に対する適切な回答を施設内に掲載する等、要望等の対応を評価する」「多くの自主講座を開催し、充実している点を評価する」「ニーズに合わせて利用時間を設定している点を評価する」「施設における安全な管理実績を評価する」の意見がありました。以上で、サン・あもり及び天降川地区共同利用施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。まず、議案第152号、霧島市いきいき国分交流センターに関する指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

現在までの指定管理料に比べて400万円くらい基準額が減っているわけですが、内訳的にはどういふものがありますか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

今回の基準価格につきましては、前回もだったんですけれど、過去3か年の平均で金額を出しております。その中で歳入につきましては前回より約43万7,000円の増と。これは利用料金の収入が多かったことが要因です。歳出のほうが大きなもので言いますと人件費が86万8,000円ほど今回は減額。消耗品費につきましても46万9,000円の減額ということで、トータルで歳入のほうが43万7,219円増えていると。支出のほうが129万6,254円と減っているということで、前回の基準価格が3,651万円ほどだったんですが、今回は3,478万4,000円ということで173万円ほどの減額になっております。ですので、あくまでも3か年の平均という形での積算をしておりますので、減額になった要因は平均の減額によるものでございます。

○委員（植山利博君）

収入が増えて経費が減ったから減額したということなんですけれど、前回の基準価格は税を含んでいない、それから平成30年度決算、31年度決算は税を含んでいるという理解でよろしいんですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

基準価格の積算につきましては消費税を抜いた金額で積算をしております。

○委員（植山利博君）

税込み、税抜きは分かりました。平均でということなんですけれど、平成30年度より31年度のほうが増加していますよね。これから見ていくと多分その前のほうが少なかったのではないかなというふうに見てとれるわけです、平均でということであれば。であれば、現実の指定管理料は年々増加傾向にある中で減額の基準を出したということは、若干矛盾するような気がするんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

この3か年の実績と申しますのが、平成27年度、28年度、29年度の3か年の実績によります。その年度で利用料が多かった、支出が少なかったということが起因しておりますけれども、その3年間の平均をとっておりますので、金額についてはこの数字になったという次第でございます。

○委員（植山利博君）

その3年がどこを取ったかというのは分からなかったの聴いたんだけど、平成30年度、31年度は参考にしなかったと。直近のほうが現実味が高いわけです。平成30年度、31年度はせずに、その前を参考にして基準価格を設定したということは、常識的に考えれば実態よりちょっと違うのではないかという気がするんですけど、その辺はいかがですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

この算出方法につきまして全市的な形で、この様式に沿ってやっておりますので、その議論についてはちょっとこちらでは計り知れないところでございます。

○委員（植山利博君）

統一的に平成27,28,29年度で積算をしましょうということだったということですが、現実的に今の状況を、そして将来の展望を見る時には、できるだけ直近のものを使ったほうが現実に近いと。例えば電気料金であるとか石油とか様々なものが、できるだけ直近のほうが将来予測には近いのではないかというのが普通ではないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

正に植山委員がおっしゃるとおり、普通に考えたらそうかと思いますが、この作業がもう4月から始まっておりまして、平成30年度決算が出るのが年度途中ということになりますので、だからその部分で29年度までの過去3年間の数字を使わざるを得なかったというのが現状だと認識しております。

○委員（植山利博君）

おっしゃっている意味はよく分かります。ただ、将来ビジョンもあるわけです。その提案の価格はずっといっしょですよ。来年度、再来年、次と。だから現実的には前年度のものを参考にしながら見直しをして、増えたり減ったりと、その実態に近いもので現実には支払っていくということになるという理解でよろしいですね。

○社会教育課長（新門勝利君）

そのとおりで考えます。

○委員（新橋 実君）

この申請状況なんですけれども、全体的に言いまして、6月4日にまず、広報誌、ホームページ等に掲載されているわけなんですけれども、公募受付までの日もありますけれども、ほとんど1者、2者ですよ。国分斎場は4者くらいいらっしゃるわけなんですけれども、この呼びかけの仕方ですよ、これについてはもう十分だと。こういうふうな形で考えていらっしゃるんですか。

○教育部長（中馬吉和君）

こちらのほうに示してありますこういう日程につきましても、担当部署のほうで市の指定管理者について一括で行っておりますので、例えば教育委員会だけがこうだというのではございません。

○委員（新橋 実君）

そうでしょうけれども、たまたまこれは1者になったわけなんですけれども、エルグテクノさんが今までずっとやっていた実績もあるからそうなったかも分かりませんが、それについては別に教育委員会としては、1者になって点数も結構とっていらっしゃるわけなんですけれども、

それについてはどういうふうな形で考えていらっしゃいますか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 2時11分」

「再開 午後 2時11分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（中馬吉和君）

今回いきいき交流センターについては確かに1者でございました。本来なら複数の事業所が参入して更にサービス向上が図られればよろしいのでしょうけれども、こういう交流センターを引き受ける能力、あるいは体制が整った者がなかったということの1者であろうというふうに私どもとしては推察いたしております。ただ、これまでの状況を見ますと、その1社が利用された方々の評判が非常にいいというような現状がございますので、特に何も支障はないというふうに考えます。

○委員（新橋 実君）

一部話を聴くわけですが、先ほども社会教育課でちょっと話をしたわけですが、市民の声が本当に生かされているのか。いろいろな苦情も来るとは思うんですが、その辺について現在やっつけやりのエルグさんに対して対応というのはしっかりとされているのか、まずそこをお伺いします。

○教育部長（中馬吉和君）

私も今回この選定委員会は、それぞれの施設の担当部長がそれぞれの委員会に参加するというようになっておりますので、事前にエルグの利用状況についてお伺いしたところ、いろいろ利用者からの苦情、要望等に対しては迅速に対応しているということについてはお聞きしております。

○委員（新橋 実君）

すいません、私も苦情を言いたくないんですけど、2階の研修室のほうにピアノがあって、隣が学習室になっていて、音が漏れるというような話で、話も聴きづらいというようなこともあって、防音になっていけばいいんですけども、そういうのもできていないという話もあって苦情があるということだったんですけども、その辺の対応というのは何か聴いていますか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

御指摘のあった件については指定管理者のほうからも報告を受けておりました。事情を聴いてみましたら、2階の研修室のほうにピアノが1台置いてあると。ピアノを使う団体が利用しているときに、隣に会議をする団体が入ると、やはり防音設備が施されていないので音が漏れてしまうと。クレームが生じたのが、たまたまちょっと大きな音を出し過ぎてしまったということでお聞きしております。今までも同じような使い方であったんですけども、今まで苦情はなかったということでもございました。今後の対応としては、音楽でピアノを使う団体にも、隣で会議が入ったら少し音を下げてくださいとか、あとは指定管理者のほうで後から入った利用のほうに別な部屋を利用してもらおうとか、そういう手はずを取っていただけないかというこ

とでお願いはしております。また、2階の端になるんですけれどもスタジオがございまして、そちらのほうはエアロビクスのダンス等の利用で、やはり音楽をかけての利用があるんですけれども、そちらのほうは防音対策が施されているということでしたので、また指定管理者側と協議を行いながら、こういった形が一番いいのか、研修室のピアノを動かすにしてもまた経費が発生しますので、その辺の負担をどうするのかということにつきましては、協議を進めていったほうがいいのかと考えております。

○委員（新橋 実君）

社会教育課としてもそういうクレームがあった場合は、話し合いもあるんでしょうけれども、自分たちも行かれて対応というのは、大体何か月ごとか。そして、それに対してはすぐに対応しているという理解でいいんですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

毎月1回事業報告という形で担当者にこちらに来ていただいて、1か月ごとの報告をしていただきます。もちろんその中にも修繕状況でありますとか、状況とか、苦情、クレーム、お客様対応といったものも出てくるんですけれども、何かあったらすぐこちらへ連絡をするようにしておりますので、機器の故障でありますとかこういった苦情がありましたというのは逐一報告を受けておりますので、その都度に対応できるものについてはすぐ対応するようにしております。

○委員（山田龍治君）

両方なんですけれども、この収支予算書というのは、片一方はエルグさんが出しているものですが、フォーマットが違うんですよね。市のほうでは統一した収支の予算書というのは出されてなくて各々やられているんですか。エルグさんのを見ると、当然目標人数が収支の中に書かれてあって、年次的にたくさん利用させていくというようなことも書いてある。一方ではそういう詳細が載っていない中で、こういった審査が付けられるのかなど。フォーマットが一緒でないと収支を見るとときに差を見分けるということがしにくいのではないかと思いますけれど、その辺はどうなんでしょうか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

お手元の資料5ページに10. 提出書類というところがあると思います。こちらのほうに申請書とか概要とかあるんですけれども、特にここでは様式は示しておりません。その会社の様式でいいと。申請書とか概要につきましては所定の様式があるんですけれども、そのほかの決算書類についてはその会社独自の様式で可としております。

○委員（山田龍治君）

今後の経営の指針を示しているものであって、いかげんには作っていないとは思いますが、エルグさんのほうでは雑費まで見るとスイカ代なんて書いてある。こういった詳細まで示しているのと、そうでないところを審査する時に、この収支というのは非常に大事なことで、結果的に黒字になるか赤字になるかというのはこの予算書に基づいて経営していくわけですから、これが根拠が余りないものやっっていくのはいかがなものかなと思いますし、またちょっと確認なんですけれど、エルグさんはこの目標を以前も提出されていると思いますけれど、この目標数値に対しての検証というのはされるんですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

検証については毎年致しております。

○委員（山田龍治君）

その状況はいかがですか。本年度でも構いません。本年度の目標を達成しているのか。達成しているとなれば平成30年度の方で目標数値を出している。そこに対して達成しているのかというのは検証されているわけですよね。その結果を教えてください。

○社会教育課主幹（三好健一君）

平成30年度の検証でございますが、施設担当課の課長は社会教育課長になりますが、その検証という形で行っています。一部読み上げますと、従事者の配置についてというところで、適正な施設の維持管理及び適正なサービスの提供、事業を展開するために効率的な配置となっている。施設の維持管理状況について、軽微な修繕については自主的に迅速に行われ、それ以外の修繕については主管課と協議をしながら対応しており、施設の利用環境の向上及び安全の確保に努めているということで、文章での表現なんですけれども、これらが実施事業とか全て検証したことの結果でございます。

○委員（山田龍治君）

自分が言っているのは、この予算書の中で、この体育館の目標人数とかを出しているわけですよ。この目標に対して検証されていると言われましたけれども、仮に令和2年度とした場合に、令和2年には1万4,000人という数字を体育館利用は目標を出しているわけです。以前もおそらく収支予算書でそのようなものが出されていて、その人数がこの体育館利用の中で達成しているのかといったような検証はされているのかと聴いています。それが平成30年度の場合、例えば体育館はその目標に出された人数を達成されているのかどうかというのは、お示しできますか。

○社会教育課長（新門勝利君）

今御指摘の48ページ辺りの施設ごとの目標人数に対して、その一つ一つについての実績はつかんでおりますが、その一つ一つについて数字をクリアしているかどうかというのは、今、三好主幹が言われた評定の中には、そこまで細かくはしていないと思います。ただ例えば平成30年度であれば、体育館で言えば13万901人とかという数字が上がってきていますので、個別にはしていないというのが現状でございます。

○委員（山田龍治君）

この選定基準の方法の中でこれだけではないので、それ以外のもので加味しながらこの点数を付けられていると思うんですけど、収支というのは非常に大事なことで、仮屋委員の一般質問ではないですけど、頂いている税金を有効に活用するために算出しないといけないものではないから、こういったものもしっかり加味しながら今後、施設選定にも大事な一助として考えていただければと思いますので、今後検討されていただければと思います。要望として受け止めておいてください。

○委員（宮内 博君）

同じように、過去の収支状況と今後の計画ということで照らし合わせてどうなのかという点でお尋ねしたいんですが、3,478万4,000円という数字をはじき出した根拠というのは、20ペー

ジのところに資料として出されているんですけども、指定管理料がいかに軽減できるかというのは、一つには使用料、利用料金の収入ということが非常に大きいかなと思うんですけども、これは1,362万8,725円というのは5年間の平均値を出しているのかなと思いますが、3年ぐらい遡ってみて、実際にはどれくらいが収入として出されているんでしょうか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

利用料金のほうでございますが、平成27年度、28年度、29年度の平均をとっております。平成27年度の実績が1,406万140円、28年度1,492万1,940円、29年度1,517万4,990円ということで、その平均を出した数字1,471万9,023円を8%の消費税を抜いた金額を積算根拠としております。

○委員（宮内 博君）

分かりました。あと歳出の関係ですけど、2,541万1,800円という数字が出されています。これが館長、施設長、常勤職員7名。この7名の中には館長、施設長は入っていないのかなというふうに思いますけれど、まずそのところを確認させてもらっていいですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

今おっしゃられました2,541万1,800円につきまして人件費だけの金額でございますが、この人件費の中には館長、施設長、主任と。そのほかに常勤職員を7名計上しております。この7名の中には館長、施設長は入っておりません。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、館長、施設長がどういう勤務形態になっているのかというのは分からないんですけど、入っていないということでありますので、人件費に全然反映されていないということではないんだろうと思うんですけど、単純に2,541万1,800円を7人で割ると363万円ぐらいかなと。そのほかに非常勤職員が2名、あと館長、施設長が含まれるということになりますよね。実際に支払われている人件費というのは、先ほど歳入では紹介がありましたけれど、どういふふうになっているんですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

一人それぞれが幾らというのはこちらで把握していないところです。

○委員（宮内 博君）

一人幾らを求めているのではなくて、2,541万1,800円という数字がどういう根拠があるものなのかということを知りたいために、先ほど平成27年から29年まで収入では紹介がありましたけれど、人件費ではどうなっていますかと聴いています。

○社会教育課主幹（三好健一君）

平成27年度2,453万4,320円、28年度2,466万6,943円、29年度2,067万3,292円でございます。

○委員（宮内 博君）

これは平成29年度が400万円少なくなっていますよね。今後5年間は500万円以上ずっとコンスタントに支給していくという形になるのかなと思いますけれども、その辺の理由はどんなふうか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

平成29年度の人件費が低いのは、職員の退職等によるものが影響しているということでこの数字になっております。3か年の平均でいきますと2,329万1,518円でございます。

○委員（宮内 博君）

3か年の平均よりも上回って支給していくということなんですけれども、市のほうは事業者が示したことを一つの根拠としていると思いますけれども、ただ、そこで働いている方たちの処遇をどういうふうにしていくのかというような形では市のほうとしては何らかの一定の基準といえますか、そういうものを持っているのか。企業の自主的な個別の判断に任せているというふうになっているのか。要するに何を言いたいかという、そこで働いていらっしゃる方たちにもしっかり暮らしが成り立つような形で根拠として示されているということがなければ、事実上はなかなか市民サービスという形できっちりそれを支えることはできないのかなという観点から申し上げているわけです。

○社会教育課長（新門勝利君）

正に宮内委員の御指摘のとおり、やはり職場環境がよくなないと、特に勤めていらっしゃる方の勤務体制なり労働条件ももちろん、給与面についてもだと思えますけれど、今のところ、こちらで人の配置についてどうのこうのということまではお話しはしていませんけれど、先ほど三好主幹からもありましたが、月一の報告会の中で、利用者が増えてくれば当然体制も充実しないといけませんし、そういうところは定例の話とか、先の修繕も含めてお話しさせていただいているところではございます。特にここの施設につきましては補足ですけど、宿泊も伴ったりするものですから、夜間の体制とかそういうものも含めて安全面のこともあつたりしますので、ほかの本課の施設とはまた少し違った部分もございますので、十分その辺は今後協議していきたいと思っています。

○委員長（平原志保君）

ほかはないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

では次にいきます。次に、議案第153号、サン・あもり及び天降川地区共同利用施設に関する指定管理者の指定について、質疑をお願いします。

○委員（新橋 実君）

今日この資料をもらったわけですけど、前はもうちょっと早くもらえたと思うんです。この配付というのはどうなんですか。

○総務課主幹（立野 博君）

座席表、口述書と一緒に委員会で必要な資料は前日までということでしたので、昨日持ってきて、今日お手元にお渡しした次第です。

○委員（新橋 実君）

この資料はいつ頃できたんですか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

2日前にはできておりました。

○委員（新橋 実君）

今後は予算委員会等もありますけれど、できるだけ早目に議員が分かるようにすれば、質問事項もしっかりとできると思いますので、お願いします部長。

○委員（植山利博君）

これはかなり詳しい資料だと思うんですけど、これまでの指定管理の議案の中では、これほどの資料は出ていなかったですよ。

○社会教育課主幹（三好健一君）

これも担当課のほうからこういった資料を編集しなさいという指示を受けてのことです。

○委員長（平原志保君）

資料のこともいいんですけど、先を急ぎたいので、次から早目をお願いしますということで次にいっていいでしょうか。質疑をお願いします。

○委員（仮屋国治君）

基準額がこちらの場合は過去3年を基準にして160万円ほど増えているわけですが、何か久しぶりに拝見しましたら、そもそもの指定管理者制度の目的を継続して達成しているんだろうかという疑問がわいてきたんですよ。指定管理者制度というのは、民間に委ねることによって経費削減と業務の中身の向上を図る上でやってきたと思うんですけど、基準額が上がるということは基本的にはあまりあってはいけないような気がするんですよ。それはもう民間の知恵に委ねて「頑張りますから」「では頑張ってください」で契約をしたわけですから、その中で、相当の理由があるからこそ基準額を上げてきているのかどうか。その辺のところと、あと一つは、過去3年間の実績で基準額を算出することになりましたら、指定管理者はごまかしが効くわけです。効くといえば失礼な言い方かもしれませんが、使用料を減らしておけばそれだけ基準額は上がりますよね。これが唯一業者がずっと10年を越えてもやっているとしたら、ここということではありませんよ、どこの施設に関してもそういうやりくりが可能なのではないかと。その辺のチェック体制はどうなっているのだろうかということをお尋ねしたいと思います。

○社会教育課主幹（三好健一君）

サン・あもりと天降川共同利用施設の指定管理につきましては、増えた要因というのが主に人件費でございます。人件費が前回よりこの施設に見合った人員配置ということで積算いたしましてこの金額になった次第であります。

○委員（仮屋国治君）

この施設に見合った人員配置で人件費が上がった。それは中身の事業にどう反映しているのか。多分、過去十数年の中で同じようにやってきた。過去3年に上がるようなそういう要素があったのかどうかをお知らせください。ここで議論できないのかなという思いですけども、どうでしょうか。部長は言えるでしょう。

○委員長（平原志保君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時41分」

「再開 午後 3時00分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（中馬吉和君）

それでは、基準価格が上がった部分についてですけれども、十分な回答ではないかもしれませんが、特にサン・あもりについて人件費が前回の800万円から今回936万5,000円ということで、前回のときは今調査したところによると人員が3人体制だったんですけれども、今回はサービス向上でいろいろな自主講座などをするというので5人体制にしたということでございます。仮屋委員が言われたように指定管理費の目的として経費削減ということも確かにございます。一方でサービスの向上による利用者の利便性の向上などもございまして、実際、先ほど調べてみますと、サン・あもり等におきましては、年間に273回の自主講座等を行って、そういうのも非常に充実させているようでございますので、それらが今回基準価格が上がった要因かというふうに考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

突っ込みません。

○委員（宮内 博君）

天降川共同利用施設もいいんですか。今回人件費309万9,000円となっているわけですが、常勤職員が2人ということですよ。これは常勤で309万円を回すんですか。

○社会教育課長（新門勝利君）

そのようにこちらとしては捉えております。

○委員（宮内 博君）

常勤という捉え方は常に施設の中にいる職員ということになるかと思いますが、その辺がこれらの資料を受けてどんなふうに議論をしたんでしょう。309万円ということになると一人150万円と。最低賃金よりもはるかにこれを下回るということにならざるを得ないんですけれど、その辺どんなふうに理解したらいいんでしょうか。最低賃金を下回って働かされるということは当然できない話ですから。

○社会教育課長（新門勝利君）

22ページの人件費の常勤2人の309万9,000円の常勤職員という考え方なんですけど、1人は正職員ということで施設の管理を主にさせていただく方が206万6,000円という方が1人いらっしゃいまして、あとは臨時的に加工室がありますので、そちらの利用が入ったときの職員ということで、随時そのときの対応になるかと思うんですけれど、そちらの方が103万3,000円という内訳になっています。

○委員（宮内 博君）

103万円というのは常勤で得られる収入というのは考えにくいのかなと思うので、そこはもうちょっときちんと精査をしておいたほうがよろしいのではないのかなと思うんですけれど、1人正規職員で206万円ということですから、これ最低賃金を下回るのではないかと思いますけれど、実際にそれで回すことができるのかと思うものですから申し上げているんですけれど、その辺をもう少し正確にお知らせいただけませんか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

施設管理職員として1人、加工室の職員で、これは記載がなかったんですが、この2人のうち1人は臨時職員という形で、加工室職員の給与に関しましては正規職員の二分の一という形で計上しております。

○委員（下深迫孝二君）

賃金的に安いというような今思いもあるんですけども、例えば定年をされた方が職員で再雇用されているとかというようなことはないんですか。ただそうすれば、一回定年された方なので200万円ぐらいで雇用できるというようなことも考えられますよね。そういうところは全然調べていらっしゃらないのかな。お答えください。

○社会教育課主幹（三好健一君）

この施設につきましては施設管理職員というのは施設側で雇用した人でありまして。いわゆる職員の退職者ではないということです。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 3時 6分」

「再開 午後 3時 7分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（仮屋国治君）

もう1者公募があったということでしたけれども、この業者さんの提案価格はいかほどだったのでしょうか。

○社会教育課主幹（三好健一君）

もう1者のほうの提案価格は5年平均になりますが1,331万5,000円でございます。

○社会教育課長（新門勝利君）

先ほどの天降川地区の人件費の話で補足を。天降川地区共同利用施設は土日が基本的にお休みなんです。そこで日数も減ったりということもあって、最低ラインを割らない価格の、1人は常勤がいて、加工室はそのたびに来られる臨時職員ということで御理解いただきたいと思っております。説明不足で申し訳ございません。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第152号及び153号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時 9分」

「再開 午後 3時12分」

△ 議案第91号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第91号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

今定例会に提案いたしました議案第91号、霧島市奨学資金条例の一部改正につきまして御説明いたします。大学等における修学の支援に関する法律による高等教育無償化制度の創設により令和2年4月1日から施行することを受け、当該制度による国の支援額が本条例による奨学資金の貸与上限額に満たない者に対してその差額分の貸与を可能とすることにより、貸与希望者にとっての奨学資金の選択の幅を広げるとともに、より利用しやすい制度とするため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、教育総務課長が御説明いたしますので、御審査をよろしくお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一郎君）

議案第91号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、御説明します。議案書の11ページを、新旧対照表は10ページをご覧ください。国は、住民税非課税世帯等に対し高等教育無償化のための支援措置を行うため、令和2年4月1日に、大学等における修学の支援に関する法律を施行します。この法律による支援措置は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の所得に応じて、学資支給金（給付型奨学金）の支給及び授業料及び入学金の減免を行うこととしています。また、学資支給金の支給及び授業料の減免対象者のうち、その合計額が日本学生支援機構の無利子奨学金の額に満たない者には、中間所得層（住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯でない所得層）との支援のバランスを図るため、日本学生支援機構の無利子奨学金の額を調整して貸与する予定です。一方、本市の奨学資金は日本学生支援機構の無利子奨学資金と同額の貸与額を設定しており、改正前の霧島市奨学資金条例では、条例第2条ただし書で国の奨学資金との併給を認めないこと。条例第3条で授業料の減免がある場合は、その額を奨学資金貸与額から差し引いて貸与すること。を規定しています。本市では、修学困難な者に奨学資金を貸与し、ふるさと創生の観点から本市への定住を促すため、一定期間の本市在住、就労により貸与金の返還額を減免する、条件付き奨学金返還免除制度「霧島ふるさと愛」若者応援事業を平成29年度から実施しています。このようなことから、現行条例では国の制度の対象者には、奨学資金は貸与できず、就職の際本市に市内居住・就労により返還免除制度を利用する見込みという選択の幅がなくなることになるため、今回の条例改正により国の支援と本市奨学資金の併給を認め、併給して貸与を受ける場合の奨学資金の額は、国の支援（学資支給金、授業料減免）の額と市の従来の奨学資金貸与額の差額を貸与できるようにすることとし、貸与希望者の選択の幅を広げ、利用しやすい制度としようとするものです。また、併せて奨学資金の決定等の行為を教育委員会から市長に改める等、所用の改正を行おうとするものです。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

趣旨はよく理解ができるようです。そこでお尋ねするのは、奨学資金の決定等の行為を教育委員会から市長に改めるということなんですが、このことによって具体的にどういう差、変更点が現実に現れるのか御説明いただけませんか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

実は、教育委員会の所掌する事務に関する契約、この奨学金の貸与の申込みも広義の契約に

当たるわけですが、この契約に関しては、長の所掌する事務ということになります。したがって、ちょっと申し上げにくいんですが、今までの規定が法令の予定するところと異なる規定になっていたため、正しい姿、法令の規定するとおりの規定ぶりに改めようとするものです。

○委員（新橋 実君）

今回の日本学生支援機構の無利子奨学金の額を調整して貸与する予定ということなんですけれども、この額はどのくらいになるんですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

こちらは我が市の奨学資金につきましても自宅、自宅外、それから大学、短大等の学校の種別により金額が異なりますが、例えば、国公立大学に自宅から通う場合は日本学生支援機構の無利子奨学金は4万5,000円になります。非課税世帯につきましてもこの4万5,000円を100%支給します。非課税世帯に準ずる世帯、これはモデル世帯として国が示しておりますのが、両親、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安としまして約270万円から約300万円の年収の世帯については、4万5,000円の三分の二が支給されます。先ほどの世帯で300万円から約380万円の収入の世帯については4万5,000円で三分の一が国の制度で支給されるということになります。したがって、先ほど言いました270万円から300万円の世帯については学資支給金だけでいうと三分の一の額が支給されないということになりますので、それと授業料の減免額を合算した額を差し引いて、市の奨学金からも貸与ができるようにしようとする改正です。

○委員（宮内 博君）

日本学生支援機構の給付型奨学金の場合、住民税非課税世帯の場合は満額というようなことがあるんですけれど、同時に高校からの推薦も必要ではないのかなと思いますけれども、その規程はどういうふうになっていますか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

委員お尋ねのとおり、大学等における就学の支援に関する法律につきましても、第3条で、「大学等における就学の支援は確認大学等に在学する学生等のうち、」この確認大学というのが、学資支給が受けられる大学であると国のほうに認められた学校になります。「確認大学等に在学する学生等のうち特に優れた者であって経済的理由により極めて就学に困難がある者に対して行う学資支給及び授業料等を減免とする」と規定されておまして、成績要件はございます。ただし、この法律を最近確認した時点では、まだ政令まで発布されておらず、法律のみが発布されている状態です。どの程度の成績を特に優れた者とするかというのはまだ私どもははっきりとは掴めておりませんが、成績優秀という条件と経済的理由という二つの条件で国の制度は行われるということは確認しております。

○委員（宮内 博君）

法律上そういうふうになっているということになっているわけですが、今、課長からまだ政令が出されていないということで、そうしますと来年の4月から施行ということになると思いますが、国のほうからどういう形でその辺が示されているのか、その辺の情報はないわけですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

この法律そのものの政令は今御説明しましたようにまだ公布されておりません。ただし、学資支給については日本学生支援機構の学資支給の支給とするという項もありますので、もしかすると細かな政令、若しくはそれ以外の省令等を発布することなく、日本学生支援機構が現に今、成績優秀者のくくりで無利子の決定等をしておりますので、その基準をそのまま使うということ想定しているとも考えられます。

○委員（植山利博君）

市の奨学資金を決定する際も、今回はその決定の行為を市長に移すということですが、学校側の成績の状況であるとか、向学心の有無であるとか、そういうものの判定が必要だというふうに思うんですけれども、それは今までどおり、学校のほうから市長部局のほうに提示するというか、それを参考に市長が決定をするという理解でよろしいですか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

現在も奨学生の決定に当たりましては委員会という、一回段階を踏みまして最終的な名義としては現在までは教育委員会の名義で行っていたものが、市長の名義でペーパーとしては行われるということになります。実際の選考の条件を今回改めるものではございませんし、選考過程を改めるものでもございません。

○委員（植山利博君）

それと、答弁の中で確認大学という表現をされました。支給する条件に適合する大学という意味なんでしょうけれども、それに適合しない大学というのは具体的にはどんなところがあるんですか。専門学校だったり大学。

○教育総務課長（西敬一朗君）

適合しない大学ということで公表はされておりませんので、どこがというのは掴めておりませんが、情報としてはほぼ確認大学等に該当するということは伺っています。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 3時27分」

「再開 午後 3時30分」

○委員長（平原志保君）

再開します。

○委員（仮屋国治君）

新旧対照表の一番最後に、資格の特例条項がありますけれども、世帯の経営状況が急変したことによりとするというのを今回もそのまま適用されるのは何か理由があるのか、お知らせください。

○教育総務課長（西敬一朗君）

ただいまのお尋ねは制定附則に出てくる世帯の経済状況が急変ということかと思えます。こちらは今申し上げたとおり、本則ではなく附則なんですけど、リーマンショックの時に世帯の経済状況の急変があった場合は年度中途でも奨学資金の申請ができるようにしたことがございましたが、そのときに入れた附則でありまして、特にこの附則を改正する理由が今回ございませんので、「世帯の経済状況が急変したことにより」と読み替える部分の改正は必要がないという

判断で、そのまま残っているものです。ただその前の引用の規定が第2条の本則だけであったところが項立ての作りになりましたので、引用しているところを明確にするために第2条を第2条第1項という改正をしたものです。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長を交代します。

○委員長（平原志保君）

この奨学生の応募資格なんですけれども、現役の学生のみになるんでしょうか。それとも既卒何年までは大丈夫とかというのがよく分からなかったので教えてほしいんですけれども。

○教育総務課長（西敬一郎君）

一般的には上級学校に進学されるタイミングで申請される方が多いございますけれども、在学中も願い出られる方がいらっしゃいます。この規定で進学時のみという制限は設けておりません。

○委員長（平原志保君）

年齢制限とかはないんですか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

新旧対照表の第2条、我が市の奨学資金の奨学生の資格は「いずれかに在学し」という条件がございますので、大学に入られた後であれば浪人されていた方も適用します。年齢制限はこの条例ではございませんので。

○委員長（平原志保君）

交代します。ほかに何かありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で議案第91号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時35分」

「再開 午後 3時36分」

△ 議案第145号 霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、議案第145号、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（中馬吉和君）

今定例会に提案いたしました議案第145号、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例の制定につきまして御説明いたします。経済的な理由により希望する高等学校等での修学が困難な者に対し、通学資金等を貸与することにより、その修学を支援するとともに、市外に居住する者に対し、市内における高等学校等での修学を支援し、並びに将来における市内での就労及び定住を促進することにより、地域の活性化を図ることを目的として、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、教育総務課長が御説明いたしますので、御審査

をよろしく願いいたします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

議案第145号、霧島市高等学校等通学資金等の貸与に関する条例について、御説明します。この条例による制度は、まず、本市に居住する生徒を対象に、経済的な理由により希望する高校への進学を諦めることがないように、一定の条件の下、市内・市外を問わず通学費用を貸与し、希望する高校への進学や夢実現を支援するものです。また、市内高等学校の入学者の減少対策として、他自治体の生徒が本市内の高校に進学することを促すため、一定の条件の下、通学又は寮等に係る費用を貸与するものです。さらに、地域の活性化策として高校卒業後に本市内就労・定住等を条件として、当該貸付金の返還を免除しようとするものです。条例の内容としましては、第1条に制定の目的を規定し、第2条にこの条例の中で使用する用語として、第1号に高等学校等への通学に利用する公共交通機関に係る定期券の購入に必要な資金を通学資金と、第2号に自宅から遠隔地にある高等学校等に通学する生徒が、寮、下宿、アパートの寮等に居住するために必要な賃貸料等の資金を寮資金と定義しています。第3条には、貸与の対象となる条件を、第4条には、貸与額を規定しています。貸与額については、別表で、通学資金は、ひと月当たりの公共交通機関の定期代が5,000円以上1万円未満の場合は、貸与額は月額5,000円以内、ひと月当たりの公共交通機関の定期券代が1万円以上の場合は、貸与額は月額1万円以内としています。また、寮資金については、本市内の公立高等学校等が認める寮等であることとし、貸与額は、月額3万円以内としています。第5条に貸与期間を、第6条から第10条及び第12条に貸与の願い出、貸与決定後の異動、貸与の辞退、休学、停止、死亡等の事由が発生した場合の取扱いについて定めています。第11条に、返還開始時期及び返還期間を、第13条及び第14条には、本人死亡による返還の免除、やむを得ない理由や市外出身者が本市内に就職、定住することによる返還の猶予に関する規定を設けています。第15条に今回の地域活性化策としている部分で、市外出身者が本市内に就職、定住することにより、1年ごとに返還猶予額が免除される規定を定めています。なお、この条例は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の新入生から適用することとしています。

○委員長（平原志保君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

現在、福山高校には通学補助とかいろいろなことをされていますよね。恐らくこれができてしまえばある一定の期間を過ぎたときに、恐らく廃止にされるお考えなのかどうか、まずそこをお伺いします。

○教育部長（中馬吉和君）

福山高校に対して、現在、通学費の補助、それと検定料等の補助を行っておりますけれども、これにつきましては、全員協議会のときも御説明を申し上げたかと思っておりますけれども、公平性とかいろいろな御意見等がございました。そこら辺も踏まえまして、来年の4月以降は、現在、福山高校に在学している1、2年生につきましてはそのまま継続しますが、新入学生からは現在の補助制度は廃止しようという方向で調整しているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

不公平性を無くすためにということなんでしょうけれども、現実的に奨学金制度を見てみますと、アパートを借りた場合は3万円以内というようなことも書いてあるんですけど、高校生で市内近辺で動いている人たちで、果たして奨学金を使う人がいるのかなという思いを私は持っているんですけども、そうなれば、例えば今まで福山高校に向かっていた人たちが、今度はほかの学校にということになってくるのではないのかなという気もしないでもないんですけど、そこら辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○教育部長（中馬吉和君）

確かに委員がおっしゃいましたように、先ほど説明する中で、現在、市の奨学金というものがございます。それは高校生も月額1万8,000円借りられるようになってはいますが、奨学金の利用者は少ないということもございます。ただ今回対象としますのは、通学資金、定期代等、それを段階的に料金は設定しております。5,000円以上については5,000円、1万円以上については1万円と設定しております。確かにさほど利用者の見込みはないかもしれませんが、現在の奨学金でも利用されている方がいらっしゃいますし、世帯として、5,000円であろうが1万円であろうが本当に借りたいという方もいらっしゃいます。その方々が3年間借りられて、それを8年間かけて返していくということを考えれば、若干ではありますが、そういう負担の軽減にはつながるのかなとは考えているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

最後に一つお願いをしておきたいと思っておりますけれども、今の1年生2年生については、今までどおり続けるということでございましたので、そこはきちんと約束を守っていただいて、子供たちが無事に卒業できるように努力していただきますように要望しておきます。

○委員（新橋 実君）

月額5,000円という金額は、どこからどこまでが5,000円の範囲になるのか、そこをまずお伺いします。また1万円とあるわけですが、1か月で1万円を超えるというのはなかなか大変だと思うんです。その辺を把握されていたら教えてください。

○教育総務課長（西敬一朗君）

まずJRで申しますと、1か月5,000円以上という区間は、国分駅～錦江駅間より遠い区間は5,000円以上掛かることとなります。隼人駅から言いますと隼人駅～帖佐駅間が5,000円を超えます。肥薩線に目を向けますと、国分駅～表木山駅、隼人駅～中福良駅、こちらが5,000円を超える金額となります。また、バスで見ますと、国分駅～福山高校間が月額1万2,000円ということとなります。

○委員（新橋 実君）

高校生は学割が効くと思うんですけども、学割も含めてそういう形になってくるということですね。

○教育総務課長（西敬一朗君）

今お話しした金額は定期代で確認をした金額となります。通学定期です。

○委員（山田龍治君）

課長口述の中で、高校卒業後に市内の就労・定住等を条件として返還を免除しようとするものであるということで記載されておりますけれども、これは制度としては前段の奨学金の考え

方に準じたものなのでしょうか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

先ほどの奨学資金条例につきましては、大学生以上を対象にした「霧島ふるさと愛」制度ということで返還の免除を行います。その奨学資金条例では高校生は対象となっておりませんが、今回は市外から霧島市内に移り住んで働いていただきたいということで、高校生の返還免除という制度を設けたものです。

○委員（山田龍治君）

個人的に、お金を渡しておいて住まないと返却免除はないというこの縛り方に対して、僕は非常に気に食わない部分がありまして、大学生はいいんです。大学生は18歳以上ですから、大人としての判断というものは個人に委ねられると思いますけれど、中学校3年生、16歳にお金を奨学金をやる、将来はこのお金は払わないといけない。けれど霧島市にもし住んでくれば、これは免除なんだよという親が説明して、本当に子供はこれを判断できるのかどうかという、この制度の在り方に関してどうなのかなと。であれば、もう返さないで、全部出しますよとやってくれたほうが、制度としてはいいのかなと思います。子供にこの判断をさせるというのが本当に正しい制度なのかなと思いますけれど、その辺は議論はなされなかったのでしょうか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

そもそもこれまでの奨学資金も高校生という枠がございます。つまり中学生が高校に進学する際に、奨学金を借りるかという判断をこれまでもしていただいていた。また中学生だから判断ができないということではなく、中学生本人であるからこそ自分の行きたい高校はどこなのかということ、まずまじめに考えられると思います。それが例えば家庭の事情でこれだけ通学費が掛かるんだったら近くに変えようかなとか、もしそういう状況があるのであれば、そこを変えるお手伝いをしたいというのが目的であります。

○委員（新橋 実君）

先日の全協で資料をもらいましたが、結局、霧島市の方はいくら地元で働いても返さないといけないということでしたよね。市外から来た人で霧島市で働いた人だけは返さなくていいけれども、霧島市民で奨学資金としてもらった人は、やはり霧島市に残っても結局返さないといけないということでしたよね。確認です。

○教育総務課長（西敬一朗君）

御質問のとおりです。

○委員（宮内 博君）

先ほど肥薩線を利用したら隼人駅～中福良駅の区間で5,000円を超えると。日豊本線だったら帖佐駅で5,000円を超えるということですよ。中福良駅で5,000円を超えるのかと思ったんですよ。というのは、そこから横川などが霧島市内にありますし、そういうところも対象にはなるということなんですけれど、今、新橋委員からありましたように、現に税金を納めている霧島市内の保護者の方たちが育てている子供たちに対しては返還を免除する制度がないと。現在、霧島市に税金を納めていない霧島市外の子供が霧島市に来た時には免除があるという点で考えると、負担はしているけれども、その恩恵は霧島市民であるが故に受けないということが生じるわけですけども、その辺は、今の少子高齢化という状況の中で人手が足りない。で

きるだけ霧島市に人を寄せたいという思惑が非常に出ている中身になっているのかなと思うんです。そんなことを自治体がずっと競争し合ったら、どこまで広がるんだろうかというふうに思うんですけれど、市民に税金を還元するという観点から考えて、あるいは人を奪い合うという観点から考えて、その辺はどんなふうを考えていますか。

○教育部長（中馬吉和君）

納税ということに関して、これまでこの制度を作り上げる中で、その部分についても協議してまいりました。その部分に関しては、現時点での問題というよりも、若年者の移住定住、将来のための取組ということで、最終的には調整された部分であります。また、他の自治体との競合、霧島市だけが呼び込みをするようなことをしていいのかという部分についても意見が出たのは確かでございます。ただ、最終的に、これは市の施策として、若年者の移住定住対策と。教育委員会のほうで今回こういうような提案をさせていただきましたけれども、最終的には宮内委員がおっしゃいましたように将来的な移住定住策ということで、今回のこの条例案を提案させていただいたところでございます。

○委員（宮内 博君）

そういう点では私もかなり違和感を覚えるわけですが。では具体的に、どれほどの方たちが対象になってくるのかなという点では、来年からの事業ですから現在の中学3年生から適用されるということなんですが、現に霧島市内には幾つかの高校、市立高校、高専があります。ですから全体では2千数数百人ここで学んでいるということになっているわけですが、1学年当たりですと1,000人弱だろうと思いますが、例えば、これを適用したと想定をして、現在の高校生の中で、現在の高校生となると3年間みなければいけないということになるんですけれど、そこまではなくても、例えば1学年全体をとってみて、対象となる5,000円以上、1万円以上、3万円以上の子供たちが、現時点で何人ぐらいいらっしゃるのか。それを基にして推計値というのをはじき出していくんだらうと思いますが、その辺はどんなふうになっているんでしょうか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

現在、霧島市には中学生が約1,200人いらっしゃいます。この春の卒業者につきまして、学校ごとに進学された学校を確認しておりまして、その結果で、霧島市内から霧島市内の高校に通学している生徒で、恐らく公共交通機関を利用すればこの新しい制度の対象になるであろう生徒が、約140人おります。霧島市から霧島市外への通学をしている生徒が190人弱おります。市内から市外の高校に通学している生徒が約190人おりまして、合わせますと330人程度になるのではないかと考えています。

○委員（宮内 博君）

この数字というのは、5,000円、1万円の対象になり得る人数ということですよ。このうちどれくらいがこの制度を利用するのかというのは、まだ制度そのものがないわけですので、そのところまでの推計値というのは出ていないのかなと思いますけれども、もしその辺の推計値があればお示しいただけませんか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

現在の市の奨学金を利用している高校生の割合が、全体の約0.5%です。これは現在の奨学資

金を利用されている高校生の数です。この数字がそのまま当てはまるということではありませんけれども、一つの指標として、その数字は考えています。

○委員（仮屋国治君）

ということになりますと、190人と140人でしたら16人が対象見込みだという理解でよろしいですか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

先ほどの330人というのはあくまで出身中学から推計した数字ですので、必ずしもそこが合致するというわけではありませんけれども、その倍くらいは借りても何とか対応したいなと考えているところです。

○委員（仮屋国治君）

5,000円の1万円のと言って、借りませんよね。先日、全協の席で、私はこの返還免除のところを再考してくれと申し上げましたが、まさか12月議会に出ている知りませんで、3月議会に出てくるんだろうと思って勘違いしておりました。どう見てもおかしい条例ですよ。これをもって地域の活性化なんて言ってほしくないんですよ。それから移住定住の奨励策なんて言ってほしくないですよ。誰が5,000円もらって卒業してから返していくのに、行政の面倒な書類を作っていかなければいけないんでしょうか。行政のほうもこの作業は大変ですよ。それが一つ。それと、私立、県立高校ある中で、何の際限もなく受け入れて、市外の皆さんにもまたこれをする。これが霧島市の税金を使ってしなければいけないことなのかどうか、非常に疑問に思っております。また一番ひどいのはこの返還免除の市外の人だけというのは、これはもう絶対にあり得ない中身だと思っておりますけれども、三つの論点を言いましたけれども、部長いかがですか。

○教育部長（中馬吉和君）

今回のこの制度を決定するに当たって、教育委員会のほうでいろいろな試案も出して取りまとめ、それを市政推進会議という場所で数回に分けて議論した経緯がございます。その中で、先ほども申し上げましたけれど、いろいろな意見を、私どもも申し上げ、逆に市長、副市長のほうからもいろいろ御提案を頂き、最終的に市の施策としてこの条例を進めていくという決定がなされております。ですから非常に難しい部分ではございますけれども、これが移住定住の活性化につながればというふうに考えているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

苦しい答弁をさせまして申し訳ありませんけれども。

○委員（植山利博君）

100ページ、第14条、返還猶予のところなんですけれど、これは奨学資金でもこういううたい方がしてあるんです。要するに、市内での就業（官公省への就業を除く）と。これは奨学資金もそうになっています。以前私は一般質問でも議論させてもらって、議員と語ろかいても2か所くらいで、なぜこれが必要なのかと。地元の霧島の間人が市役所に勤めてもらって霧島が分かっている人が市役所にいっぱいいることが有り難いんだと。だから市役所に勤めても奨学資金を返還しないでいいよと。ほかの職業と一緒にいいのではないのというような御意見は、それが多数意見か少数意見かは別として聞くわけです。このことについては、奨学資金で議論させ

てもらいました。今後検討もしてみますということだったんだけど、どのような議論がなされましたか。

○教育部長（中馬吉和君）

官公省を除くこの部分につきましては、ここ2、3年の選考委員会の中でもそういう意見が出されております。当初これを作ったときに、やはり安定した官公省に勤めている人についてのいろいろな感情等を配慮しての取扱いでございましたけれども、逆にこれが差別になるのではないかと、そして優秀な人材を確保できなくなるのではないかとというような御意見等を最近頂いておりますので、これについては、現在この部分が妥当かどうかということ、また検討という言葉になっておりますけれども、検討中でございます。

○委員（植山利博君）

だから奨学資金の段階で議論してきて、そういう正式な場でも議論になって、新たに条例を作ろうというときに、再検討してみますなんていうのはいかなものかと私は思うわけです。先ほど部長も奇しくも言われた職業に貴賤もないし、よく公務員はたたかれやすい立場にある安定した職業だというような風評はありますけれども、農業も漁業も商売人も公務員もみんなそれぞれ大変ですよ。だからやはり私はこういうふうに特定の職業をくくる必要は全くないと個人的にはそう思っておりますので、ぜひ、これは新しく作る条例だから、ここで審議してここで決めなければならないことで、私も辛い。辛いんだけど、そういうことを申し上げておきます。それから確認ですけど、これ以外の例えば漁業、農業、商工業、こういう就業についてもこれは一律全部一緒だという理解でいいですよ。

○教育総務課長（西敬一郎君）

お尋ねのとおりです。自分で会社を起こされた場合も該当になります。

○委員（仮屋国治君）

先ほども出ていましたけれども、市内に居住する子の話、これは奨学資金制度の額を上げれば済むことだと思うんです。課長が見込みを奨学資金を借りている方で算出するわけですから、そういう人たちしか借りないということが大体見えるわけです。それから、市外に居住する子が市内の高校に来る人数を何人くらいと思っているか、卒業してから、これを制度があるから霧島市に就職をされる方が何人くらいあると思っていられるか、事前評価でどのように推定されていらっしゃるでしょうか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

霧島市外から霧島市の公立高校に通学されている生徒さんは約250人いらっしゃいます。霧島市の国分中央高校、霧島高校、隼人工業高校、福山高校、加治木工業高校まで含めまして、この春に卒業された生徒さんのうち、霧島市内に就職された方の割合もつかんでおまして、卒業生に占める割合で言いますと約15%。[「その250人の15%か」と言う声あり]今通っているのは全体で250人いらっしゃいます。先ほど述べた5校の卒業生の合計は767人いたんですが、そのうち市外出身者が278人いらっしゃいまして、市内就職率が15%弱ということなんです。

○委員（仮屋国治君）

この人たちはいいですよ。申し込んでおけば40人の方は返さなくていいのかということになるかもしれませんが、それは結果オーライであって、「奨学資金がタダになるから霧島市

に就職をしよう」なんて思う人間が何人いると思っていますか。

○教育総務課長（西敬一朗君）

これも先ほど市内の奨学資金の貸与率の話を致しましたが、同じく県の奨学資金というものありまして、市外の生徒さんにつきましては7%程度が利用されているようです。それに対しても倍くらいは利用を希望されたら対応できるようにはしたいと考えているところです。

○委員（新橋 実君）

この278人の中でも、市外ですから加治木もあるわけです。加治木の辺りから来れば対象にならないわけですね。5,000円以下だから。そういう方も結構いらっしゃると思うわけです。その辺まで把握されているかどうかというのは分かりませんが、やはり先ほど仮屋委員が言ったように、お金をあとで返さないといけないということで、奨学資金と合算してやるとか、ちょっと考え方を改めて、条例を取り下げるとかその辺を考えてやったほうがいいのではないですか。

○委員（仮屋国治君）

実際そうですよ。拙速に12月議会にこの提案を持って来られて、私はこのままいったら蹴りますよ。だけど、何とかしたい、中身を何とか調整してでもしたいと思えば、3月に持ち越してもやられたらいいと思うけれども、部長いかがですか。

○委員長（平原志保君）

休憩します。

「休憩 午後 4時11分」

「再開 午後 4時18分」

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま議案145号の件ですが、これはちょっと引き続き18日の午前中に会議を延ばしたいと思います。御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

では、そのように致したいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、以上で議案第145号は18日に送ります。ここで休憩いたします。

「休憩 午後 4時18分」

「再開 午後 4時20分」

△ 議案処理

○委員長（平原志保君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案処理は、議案番号順に行います。先ほどの145号は18日に延ばしましたので、それ以外のものを諮っていきしたいと思います。

△ 議案第90号 霧島市立学校施設使用条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

まず、議案第90号、霧島市立学校施設使用条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

現在採決に付されているのは議案第90号ということですが、本日委員会で議論をした議案の多くが、10月からの消費税増税に伴う公共施設の利用料金等の引上げということで提案されております。同時に、本委員会で審査した条例案の中にも20%近い便乗値上げだと言われても仕方のないような料金改定が盛り込まれているということでもあります。私ども日本共産党は、消費税10%増税について、今、全国的にも増税を中止する、そして5%に戻せという取組をやっている最中にあります。この間、景気動向調査等が発表されておりますけれども、2%増税が行われて以後、非常に日本経済が後退しているという状況が既に発表されている最中にあります。そのような中で、今回の料金改定によって、消費税増税プラス今回の料金改定だけで1,300万円ほどの市民負担が強化されるということが明らかになっているところです。このような状況にある中で議案第90号については、消費税2%増税を上回る4.7%の増税措置が盛り込まれているということでもあります。以上のような観点から、まず第一には消費税増税を料金改定に当てていることと、それを上回る使用料改定が行われているという点については、私どもは同意できないということを申し上げておきたいと思えます。

○委員（平原志保君）

次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は、議案第90号、霧島市立学校施設使用条例の一部改正について、賛成の立場を明確にして討論を行います。今回の条例改正は、消費税が8%から10%になることも反映をしておりますけれども、あらゆる施設のコスト計算、いわゆる人件費、物件費、保険料など全て正確に積算し1年間分のコストを算出し、それを施設の面積や稼働日数、1年間の利用状況を勘案しながら1日分若しくは1平米の単価を積算し、そのことによって導き出された金額から、公益性とかいわゆる施設の性質別負担割合をしっかりと考慮しながら1分類から4分類までの仕分けをなされて、それぞれ公費が50%負担、受益者が50%負担、また施設によっては公費が30%、受益者が70%などなど、また道路などの施設においては公費負担100%というような分類の中でしっかりと合理的に論理的に分類をされて、受益者負担を求めています。また、前回、平成26年4月の消費税が5%から8%に上がった時点で、本来は使用料の見直しをすべきだったわけですが、1年半後には更に消費税が8%から10%に上がる予定になっておりましたので、そのことも勘案して、施設の合理的な使用料の見直しはなされずに、その時点では消費税だけの5%から8%に移行することで積算をし直しただけに留まっていたわけでありまして。今回は久しぶりに施設の使用料を他市の料金状況や合理的な試算のもとに積算されております。また、その積算根拠は、今の使用料の800%とかかなり大きなコスト計算になっております。8倍とか

5倍とか。だけど激減緩和をする、利用者に急激な負担増を求めることなく、120%を限度として料金の見直しをしていることは、市民の利用者にとって十分な配慮があるものだということ
を申し述べて、私の賛成討論と致します。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で討論を終わります。採決します。議案第90号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第91号 霧島市奨学資金条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第91号、霧島市奨学資金条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第91号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第92号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第92号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第92号についてでありますけれども、これも消費税増税に伴う利用料金の改定が一つ、もう一つは、それに合わせて最高額で15.8%の引上げが行われております。先ほど申し上げるべきであったんですけれども、各自治体の一般会計に歳入される使用料金等については、消費税法第60条第6項の規定によって、これを納入する義務がないという項目が税法上確立してい

るところであります。そういうような状況の中で、本委員会で審査をする案件というのはいずれも健康づくりであったり、学習意欲を引き出すための取組であったり、子育て支援をする取組であったりと、正に市民生活に直結している案件が多く含まれているわけです。そのようなことを一層市の政策として位置付けをして、健康づくりや学習意欲の向上等に取り組んでいく施策こそ求められると思います。そういう面でも、本条例の改定による使用料金の引上げというのは、認められないということを申し上げておきたいと思います。

○委員（平原志保君）

次に、賛成の方の発言を許可します。

○委員（植山利博君）

私は議案第92号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。先ほども申しましたけれども、今回の利用料改正については、消費税の2%増を含んだ形での増になっておりますけれども、これは市として2%増の分を国に納入する義務はないわけですが、コストとして2%増が全てに掛かってくるわけですから、その分を単費の一般財源で賄うということはやはり無理があると言わざるを得ません。また、公民館の利用については22万7,052人が利用し、そのうちでも12万人程度の減免を受けている方もいらっしゃいます。半分以上の減免がなされている。利用料については667万4,842円ということでありましたが、それと同時に478万9,560円の減免も行われております。公的な性格の強い公民館の利用でそれなりにしっかりと減免もなされながら利用されている状況を見たときに、今回の利用料の改定は妥当なものだと言えるということを申し上げて、私の賛成討論と致します。

○委員長（平原志保君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で討論を終わります。採決します。議案第92号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第93号 霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第93号、霧島市いきいき国分交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第93号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「挙手採決を」と言う声あり〕

ではここから先は挙手採決でいきたいと思えます。

△ 議案第99号 サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第99号、サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第99号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第101号 霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第101号、霧島市立郷土館等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第101号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第102号 霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第102号、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第102号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第102号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第104号 霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第104号、霧島市霧島保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第104号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第104号について、原案のと

おり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第106号 霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第106号、霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[[なし] という声あり]

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[[異議あり] という声あり]

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第106号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第107号 霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第107号、霧島市溝辺コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[[なし] という声あり]

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[[異議あり] という声あり]

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第129号 霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第129号、霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第129号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第129号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第129号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第137号 霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第137号、霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第137号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第137号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第137号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第141号 霧島市子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第141号、霧島市子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第141号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第141号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第144号 霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について

○委員長（平原志保君）

次に、議案第144号、霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の一部改正について、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第144号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、挙手により採決します。議案第144号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第144号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第152号 指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第152号、指定管理者の指定について（霧島市いきいき国分交流センター）、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第152号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第152号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第153号 指定管理者の指定について（サン・あもり、天降川地区共同利用施設）

○委員長（平原志保君）

次に、議案第153号、指定管理者の指定について（サン・あもり、天降川地区共同利用施設）、自由討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第153号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第153号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。今日のところはここまでで終わるんですけども、議案第145号に関しては18日に行いますので、それが終わった時点で委員長報告の件などはやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

以上で、本日の日程は全て終了しました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時45分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

平原 志保